

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町の地域の地震災害に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

- 1 町の地域に係る防災に関し、町及び町の区域を所轄する指定地方行政機関、府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び町において想定される地震被害の想定
- 2 地震に関する情報の伝達、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練その他災害予防計画
- 3 災害応急対策の活動体制、通信情報及び消防、水防等の対策並びに救助、衛生、その他防災施設等の災害応急対策計画
- 4 被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点のもとに災害による人的被害、経済的被害を減災するための備えをより一層充実して、その実践を促進する住民運動を展開し、災害に強い地域づくりに努める。また、業務継続計画を策定し、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、様々な対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る

とともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。

- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず、「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等、住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 6 平成23年に発生した東日本大震災や、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震による被害想定等を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 7 町、府だけでは対応することが困難な災害については、府を通じて、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。
- 8 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、町防災会議の指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第4節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 府 | 京都府 |
| 4 町 | 京丹波町 |
| 5 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 6 町防災計画 | 京丹波町地域防災計画 |
| 7 災害対策本部 | 京丹波町災害対策本部 |
| 8 支 部 | 京丹波町災害対策本部の支部 |

第5節 計画の周知徹底

この計画は、京丹波町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究訓練その他方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については必要に応じ職員又は地域住民に周知徹底するものとする。

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、概ね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第1 京丹波町

- (1) 町防災会議及び災害対策本部に関する事務
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する施設、組織の整備
- (4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- (5) 地震情報の収集と伝達
- (6) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (7) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (8) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他住民の自発的な防災活動の促進
- (9) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定
- (10) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令・伝達
- (11) 災害の防除と拡大の防止
- (12) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対する防災上必要な措置
- (13) 避難所における良好な生活環境の確保
- (14) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (15) 被災企業等に対する融資等の対策

- (16) 被災施設の応急対策
- (17) 食料品、飲料水、医薬品、衛生用品等の生活必需品の確保
- (18) 災害時における文教対策
- (19) 災害対策要員等の動員
- (20) 災害時における交通、輸送の確保
- (21) 被災施設の復旧
- (22) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (23) 被災者の援護を図るための措置
- (24) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2 京都府

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する施設、組織の整備
- (4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- (5) 地震情報の収集と伝達
- (6) 災害による被害の調査報告と、その他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (7) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (8) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他府民の自発的な防災活動の促進
- (9) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- (10) 災害の防除と拡大の防止
- (11) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対する防災上必要な措置
- (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (13) 被災企業等に対する融資等の対策
- (14) 被災府営施設の応急対策
- (15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害時における公安の維持
- (18) 災害対策要員の動員
- (19) 災害時における交通、輸送の確保
- (20) 被災施設の復旧
- (21) 市町村、その他防災機関等の連絡調整、指示、あっ旋等
- (22) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内警察の指導調整に関する事
- (2) 他管区警察局との連携に関する事
- (3) 関係機関との協力に関する事
- (4) 情報の収集及び連絡に関する事
- (5) 警察通信の運用に関する事

2 近畿財務局

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

- (1) 救護等に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害状況の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け
- (7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局

- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (3) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援
- (4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

7 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助

11 国土地理院近畿地方測量部

- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること

12 大阪管区气象台（京都地方气象台）

- (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象及び水象の予報（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

13 近畿総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理

- (2) 非常時における重要通信の確保
- (3) 非常通信協議会の育成指導
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施指導
- (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
- (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

14 京都労働局

- (1) 産業災害予防対策
- (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施
- (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

15 近畿地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること
- (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

16 近畿中部防衛局

- (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
- (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること

第4 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

2 KDD I株式会社（関西総支社）

- (1) ～ (5) (同上)

3 株式会社NTTドコモ関西

- (1) ～ (5) (同上)

- 4 ソフトバンク株式会社
 - (1) ～ (5) (同上)

- 5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1) ～ (5) (同上)

- 6 楽天モバイル株式会社
 - (1) ～ (5) (同上)

- 7 株式会社ZTV
 - (1) ～ (5) (同上)

- 8 日本赤十字社（京都府支部）
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
 - (2) 災害時における被災者の救護保護
 - (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
 - (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

- 9 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、福知山支社）
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力

- 10 日本放送協会（京都放送局）
 - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

- 11 関西電力株式会社（京都支社）
 - (1) ダム施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧

- 12 関西電力送配電株式会社
 - (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧

- 13 日本銀行（京都支店）
 - (1) 通貨の円滑な供給の確保
 - (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

- 14 西日本高速道路株式会社
 - (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 15 日本通運株式会社（京都支店）
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 16 福山通運株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 17 佐川通運株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 18 ヤマト運輸株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 19 西濃運輸株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 20 日本郵便株式会社
 - (1) 災害時における郵便物の送達の確保
 - (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (5) 郵便局の窓口業務の維持
- 21 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - (1) 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急搬送
- 22 出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、JXTG エネルギー株式会社
 - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 23 イオン株式会社、ユニー株式会社
 - (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- 24 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
 - (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
 - (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供
- 25 一般社団法人全国建設業協会
 - (1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

26 一般社団法人日本建設業連合会

- (1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣
- (2) 応急復旧工事の実施
- (3) 資機材等の調達・運搬
- (4) その他役務・情報提供

27 一般社団法人全国中小建設業協会

- (1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

第6 京都府警察（南丹警察署）

- (1) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (2) 被害者の救出救助及び避難誘導
- (3) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 遺体の検視、見分及びその身元の確認
- (5) 行方不明者の捜査
- (6) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- (7) 災害に関する広報活動
- (8) 関係機関の活動に対する支援
- (9) その他災害警備に必要な警察活動

第7 京都中部広域消防組合

- (1) 災害による被害報告と情報の収集及び広報
- (2) 災害の防除と拡大の防止
- (3) 救助、被災者救助保護
- (4) 火災発生時における消火活動
- (5) 管内関係団体が実施する防災訓練等の指導
- (6) 傷病者の救出、搬送

第8 指定地方公共機関

1 株式会社京都放送

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

2 一般社団法人京都府医師会

- (1) 災害時における医療救護の実施

3 株式会社エフエム京都

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 4 一般社団法人京都府バス協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 5 一般社団法人京都府トラック協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 6 一般社団法人京都府LPガス協会
 - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
 - (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- 7 公益社団法人京都府看護協会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
 - (2) 避難所における避難者の健康対策
- 8 一般社団法人京都府薬剤師会
 - (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
 - (2) 調剤業務及び医薬品の管理
- 9 一般社団法人京都府歯科医師会
 - (1) 避難所における避難者の健康対策
 - (2) 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 土地改良区
 - (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
 - (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
 - (3) 湛水の防排除施設の整備と運用
- 2 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - (1) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧
 - (2) 被災組合員に対する融資又はあつ旋
 - (3) 生産資材等の確保又はあつ旋
- 3 商工会
 - (1) 被災者に対する融資又はそのあつ旋
 - (2) 副食物販売業者、生活必需品販売業者等の調査名簿作成及び物資調達協力
 - (3) 副食物、生活必需品の購入に対する協力

4 区（自治会）

- （1）区内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報
- （2）区内に発生した事項についての応急措置
- （3）各種機関に対する協力

5 建設業協会

- （1）被災施設等の応急復旧

6 報道機関

- （1）住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- （2）住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- （3）社会事業団等による義援金品等の募集配分

7 病院等経営者

- （1）避難施設の整備と避難の訓練
- （2）災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

8 金融機関

- （1）被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置

9 液化石油ガス等取扱機関

- （1）液化石油ガス等の防災管理
- （2）災害時における液化石油ガス等の供給

10 学校法人

- （1）避難施設の整備と避難の訓練
- （2）災害時における応急教育対策
- （3）被災施設の復旧

11 自動車運送機関

- （1）安全輸送の確保
- （2）災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

12 京都府石油商業組合組合員給油所

- （1）緊急輸送車両等への優先的な給油（府民生活部）
- （2）帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

第8節 地震被害の想定

第1 地形、地質

本町の地形は、北部が若丹山地、南部が摂丹山地に含まれ、町域の東部及び南部の境界沿いは中央分水界の一部をなしており、長老ヶ岳（標高 917m）、雨石山（630m）、櫃ヶ岳（582m）をはじめ標高 300m～600m前後の山地が連なり、日本海へ注ぐ由良川の流域を構成している。

また、町域の北部から西部にかけても、標高 300m～600m前後の和知山地、三峠山山地、兜山山地が連なり、平野部は由良川及び支流の河川沿いなどの由良川上流河谷や須知盆地などに限定され、山地が卓越し、平野部の非常に少ない地形である。

平野部の傾斜は、由良川及び土師川沿いは全体として東から西に、由良川より北部の上和知川流域は北から南、由良川より南部の高屋川流域は南から北に向かって、順次高度が低下する構成となっている。

京丹波町の地形状況

	山地			丘陵地	台地	低地	合 計
	大起伏	中起伏	小起伏	小起伏	砂礫(下位)	扇状地性	
京丹波町	6km ²	47km ²	177km ²	19km ²	27km ²	28km ²	304km ²

(出典：土地分類図付属資料 京都府 昭和 51 年 財団法人日本地図センター発行)

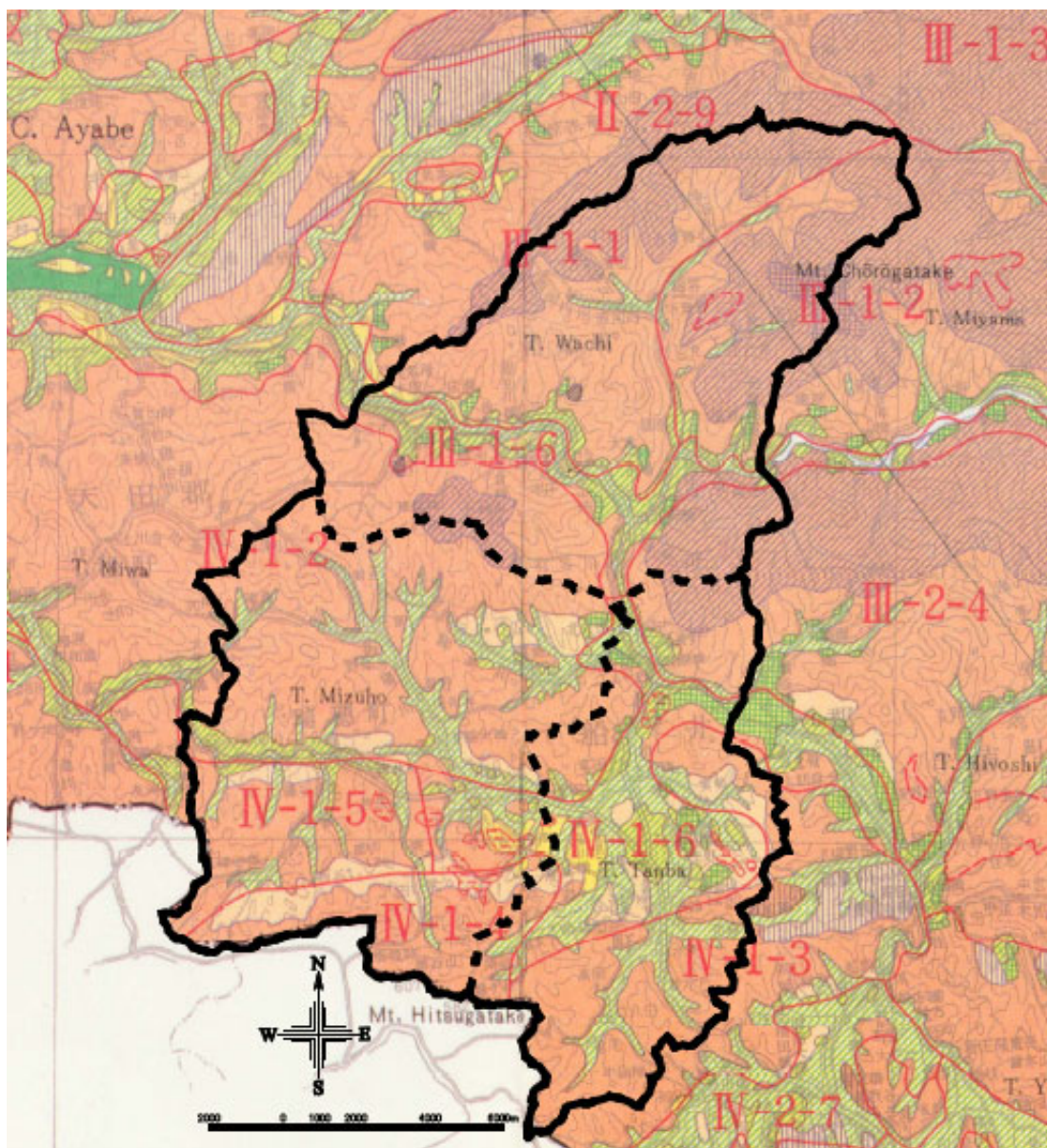
本町の地質は、丹波地帯の古生層が広く分布しており、泥質岩・砂岩・チャート互層を主体として、チャート、輝緑凝灰岩が東西方向の帯状に分布している。また、由良川や高尾川、上和知川沿いは、礫・砂・泥による堆積物により構成されている。

本町に分布する地層は、東西方向に軸を持つ褶曲構造を基本としており、東西方向の切り土斜面や自然斜面などは受け盤となったり、流れ盤となったりして、斜面崩壊につながることもありとされている。

京丹波町の表層地質分布状況

	未固結堆積物		固結堆積物				合 計
	礫・砂	礫・砂・泥	砂岩	チャート	互層	輝緑凝灰岩	
京丹波町	6km ²	34km ²	4km ²	27km ²	221km ²	12km ²	304km ²

(出典：土地分類図付属資料 京都府 昭和 51 年 財団法人日本地図センター発行)



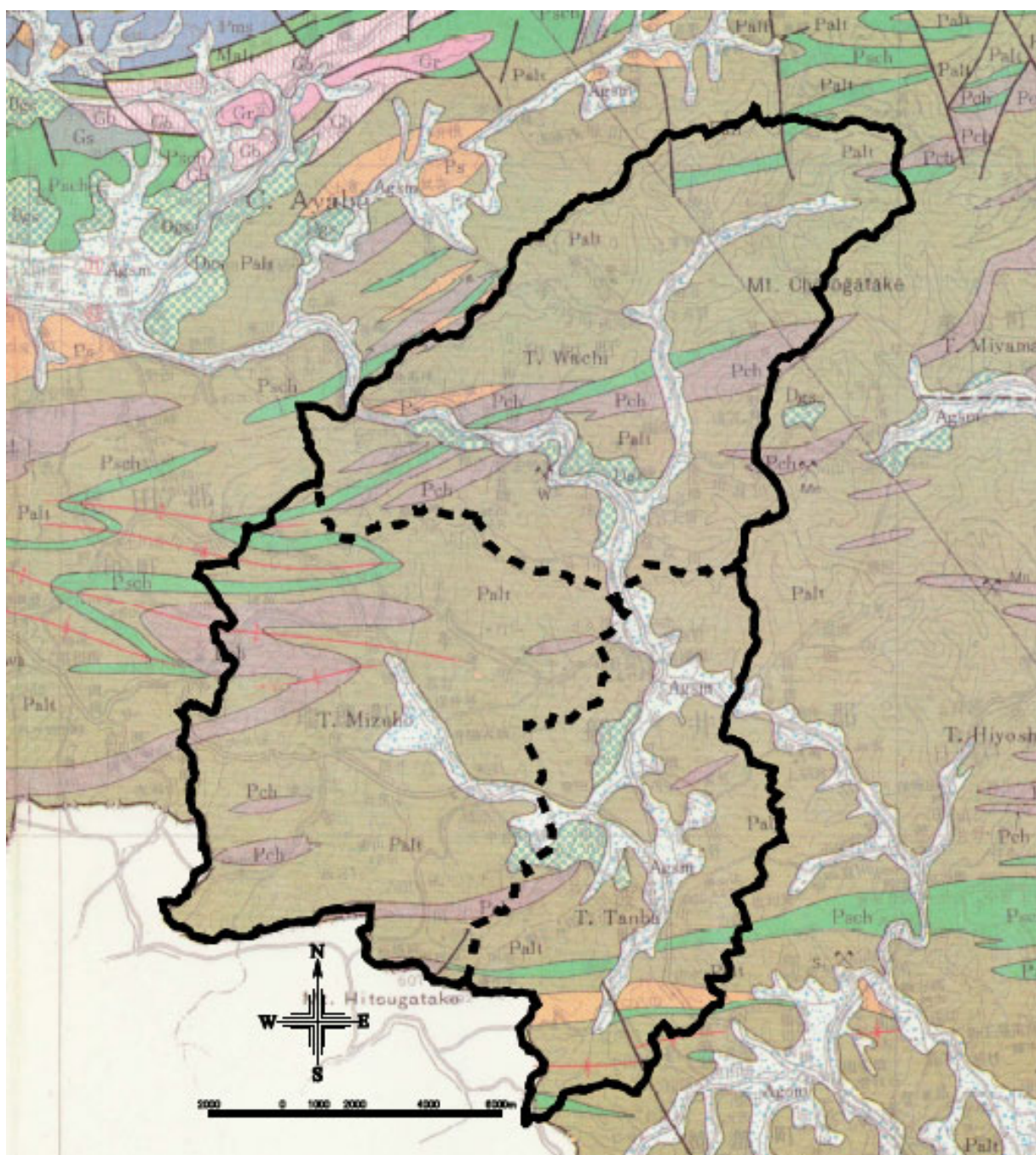
	山地	丘陵地	台地	低地
凡 例	大起伏山地	小起伏丘陵地	砂礫台地・段丘(下位)	扇状地性低地
	中起伏山地			
	小起伏山地			

京丹波町周辺の地形分類図

(出典:土地分類図(京都府)昭和51年 国土交通省)

京丹波町周辺の地形地域区分

若丹山地	由良川上流北岸山地	Ⅲ-1-1 和知山地	Ⅲ-1-6 由良川上流河谷
	大堰川上流北岸山地	Ⅲ-1-2 長老ヶ岳山地	
摂丹山地	土師川流域周縁山地	Ⅲ-2-4 海老坂山地	
		Ⅳ-1-2 三峠山地	Ⅳ-1-6 須知盆地
		Ⅳ-1-3 観音峠山地	
		Ⅳ-1-4 櫃ヶ岳山地	
		Ⅳ-1-5 兜山地	



凡例	未固結堆積物		固結堆積物		
		礫・砂・泥		砂岩	
	礫・砂		チャート		輝緑凝灰岩

京丹波町周辺の表層地質図

(出典：土地分類図(京都府) 昭和51年 国土交通省)

第2 地震被害の履歴と、京丹波町周辺の活断層の分布

京都近辺の地震活動の特徴は、以下のとおりである。

京都近辺の地震活動の特徴

- (1) 京阪神地域は活断層の密集している地域の一部であり、資料の分析から、活断層の分布に対応していない陸の浅い地震の発生頻度が高い地域であるが、京都府域は特に地震の発生頻度の高い地域である。
 - (2) 南海トラフの巨大地震は、約90～150年ごとに繰り返し発生し、京都府域に影響を与える。この地震による揺れは震度4～5程度であり、次の南海トラフの巨大地震は2040年頃と予測される。
 - (3) この地域の活断層の地震活動には活動期と静穏期があり、平均的には南海トラフの巨大地震の約60年前から約10年後までが活動期である。
 - (4) それぞれの活動期において、南海トラフの巨大地震は必ず起こり、活断層帯の地震は最近数百年の歴史地震に活動した活断層帯と異なる活断層帯に発生する。
したがって、後者の場合、同じ場所での揺れ方は過去の事例と大きく異なる可能性が強い。このような地震が起こると、震源断層付近には震度6以上の揺れがあり、広域にわたって規模の大きな災害が発生する。
 - (5) 地震の規模別頻度分布は、一般的に小さい地震ほど数が多いという性格がある。京都府域の活断層帯にはM6クラスの地震も多い。これらは、活断層帯の大規模な地震の余震であるか、長期の前駆的活動である場合が多いが、その他にも時空間的に散在して分布する。M6クラスの地震であっても、震源付近では、局所的な被害をもたらすことがある。
 - (6) 京都府内にあり、既に存在が知られ、活断層であることが明らかな花折断層系、西山断層系、三峠断層系、黄檗断層系が震源となった地震は、発掘調査や資料からはまだ明瞭に確認されていない。
- (出典：京都府地震被害想定調査報告書－平成10年3月－京都府。原典は、「京都と周辺地域の地震活動の特性－1996年－尾池和夫」)

町周辺の地震被害の状況は、次のように記録されている。

京丹波町周辺の地震被害の記録

発生年月日	地震名等	被害の状況
昭和43年8月18日	和知地震（震度4）	<ul style="list-style-type: none"> ・80数回にわたり地震活動が続く。 ・和知地区では、落石、道路の亀裂などで7,748万円の被害を受ける。

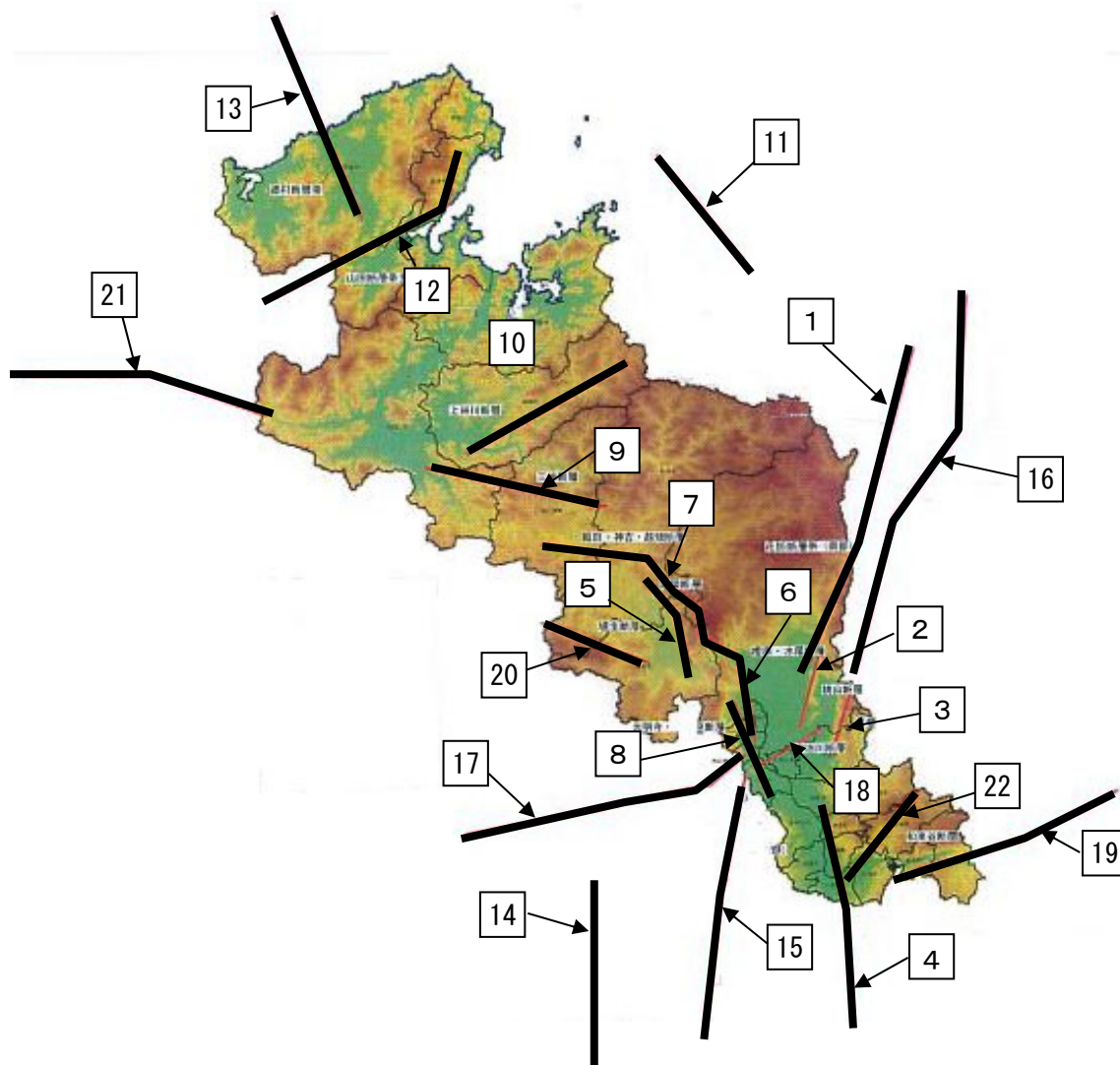
(出典：和知黎明40周年史)

また、今後も地震を伴う可能性が高い活断層として、府は、府内に影響を及ぼすことが想定される以下の24の地震について震度予測を行っている(網掛け部は、最大予測震度が6強以上の地震)。

京都府内に被害が想定される断層

断層名		長さ (km)	断層タイプ	地震規模 (M)	最大予測震度
花折断層帯	花折断層帯	46.5	右横ずれ	7.5	6弱
	桃山-鹿ヶ谷断層	11	東側隆起	6.6	4
黄檗断層		10	東側隆起	6.5	4
奈良盆地東縁断層帯		35	東側隆起	7.5	5弱
西山断層帯	亀岡断層	13	東側隆起	6.7	5強
	樫原-水尾断層	15	西側隆起 - 横ずれ	6.6	5弱
	殿田-神吉-越畑断層	31.5	左横ずれ	7.2	6強
	光明寺-金ヶ原断層	15	西側隆起	6.8	5弱
三峠断層		26	左横ずれ	7.2	6強
上林川断層		26	右横ずれ	7.2	7
若狭湾内断層		18	左横ずれ	6.9	5強
山田断層帯		33	右横ずれ	7.4	5強
郷村断層帯		34	左横ずれ	7.4	6弱
上町断層帯		42	東側隆起	7.5	5弱
生駒断層帯		38	東側隆起	7.5	5弱
琵琶湖西岸断層帯		59	西側隆起	7.7	6弱
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	34	右横ずれ	7.2	5強
	宇治川断層	10	横ずれ	6.5	4
木津川断層帯		31	右横ずれ	7.3	5弱
埴生断層		17	左横ずれ	6.9	5強
養父断層		35	左横ずれ	7.4	6弱
和東谷断層		14	北西側隆起	6.7	4
東南海・南海地震		—	—	8.5	5強
南海トラフ地震		—	—	9.0	5強

※京都府地震被害想定調査結果(2008)、内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)



1	花折断層帯	12	山田断層帯
2	桃山－鹿ヶ谷断層	13	郷村断層帯
3	黄檗断層	14	上町断層帯
4	奈良盆地東縁断層帯	15	生駒断層帯
5	亀岡断層	16	琵琶湖西岸断層帯
6	檜原－水尾断層	17	有馬－高槻断層
7	殿田－神吉－越畑断層	18	宇治川断層
8	光明寺－金ヶ原断層	19	木津川断層帯
9	三峠断層	20	埴生断層
10	上林川断層	21	養父断層
11	若狭湾内断層	22	和束谷断層

断層位置図

第3 京丹波町における建物等の状況

町内における建物の状況は次のとおりであり、特に耐震補強が求められている昭和55年以前に建築された建築物が多数存在している。なお、学校校舎及び学校の体育館は平成23年3月31日付けで耐震診断及び耐震補強を完了した。

建築時期・耐震性能等区分	木造戸建・長屋建	その他住宅	住宅全体	備考
住宅総数(戸)	7,639	1,135	8,774	固定資産課税台帳
昭和56年5月以前建築(旧耐震)	4,529	489	5,018	固定資産課税台帳
内、耐震性ありの見込み	1,251	345	1,596	※
内、耐震改修済み	12	0	12	耐震診断・改修一覧
昭和56年6月以降建築(新耐震)	3,110	646	3,756	固定資産課税台帳
耐震性能あり合計	4,373	991	5,364	
耐震化率	57.2%	87.3%	61.1%	
※耐震性ありの比率	27.6%	70.6%		国算定の全国比率

(出典：京丹波町建築物耐震改修促進計画〔令和3年4月〕)

第4 震災による被害想定

本節第2に示した本町に被害が想定される活断層の活動による内陸性直下型の大規模地震については、「京都府地震被害想定調査結果(2008)、内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)」において、次のような震度予測と被害想定がなされている。

1 震度・液状化予測

断層の中でも、次の断層は特に本町に大きな被害を及ぼすと予測される。

(1) 殿田―神吉―越畑断層(断層位置図の7)

京都府船井郡京丹波町～京都府亀岡市～京都市右京区を通る断層。

最大震度が6強と想定され、液状化の危険度が中と予測される箇所がある。

(2) 三峠断層(断層位置図の9)

京都府福知山市～京都府船井郡京丹波町を通る断層。

最大震度が6強で、河川沿いの地域に広く分布すると想定され、液状化の危険度が中と予測される箇所がある。

(3) 上林川断層(断層位置図の10)

京都府綾部市(西南部～東北部)を通る断層。

最大震度が一部で7と想定され、液状化の危険度が高と予測される箇所がある。

気象庁震度階級関連解説表（一部略記）

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
屋内の状況	つり下げ物が激しく揺れ、棚の食器類や書棚の本が落下、座りの悪い置物の多くが転倒、家具が移動することがある。	棚の食器類や書棚の本の多くが落下、テレビが台から落下、タンスなど重い家具が転倒することがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
屋外の状況	電柱が揺れるのがわかる。窓ガラスが割れて落下、補強されていないブロック塀が崩壊、道路での被害が生じることがある。	補強されていないブロック塀や墓石、据付が不十分な自動販売機の多くが崩壊、転倒する。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
木造建物	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。
鉄筋コンクリート造建物	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂などが生じるものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも壁などに亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。
ライフライン	まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域で水道の供給が停止することがある。]	主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域で水道の供給が停止し、停電することもある。]	水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域で水道の供給が停止することがある。]
地盤等	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。		地割れや山崩れなどが発生することがある。	

2 人的被害

断層名		最大 予測震度	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)
花折断層帯	花折断層帯	6弱	-	20	-	10	740
	桃山-鹿ヶ谷 断層	4	-	-	-	-	-
黄檗断層		4	-	-	-	-	-
奈良盆地東縁断層帯		5弱	-	-	-	-	30
西山断層帯	亀岡断層	5強	-	-	-	-	160
	檜原-水尾断 層	5弱	-	-	-	-	-
	殿田-神吉 -越畑断層	6強	30	300	30	160	4,140
	光明寺-金ヶ 原断層	5弱	-	-	-	-	-
三峠断層		6強	60	410	60	240	5,460
上林川断層		7	40	350	40	200	4,720
若狭湾内断層		5強	-	-	-	-	60
山田断層帯		5強	-	-	-	-	310
郷村断層帯		6弱	-	50	-	20	1,260
上町断層帯		5弱	-	-	-	-	80
生駒断層帯		5弱	-	-	-	-	80
琵琶湖西岸断層帯		6弱	-	20	-	10	770
有馬-高槻 断層帯	有馬-高槻 断層	5強	-	-	-	-	260
	宇治川断層	4	-	-	-	-	-
木津川断層帯		5弱	-	-	-	-	70
埴生断層		5強	-	10	-	-	490
養父断層		6弱	-	100	-	30	1,800
和束谷断層		4	-	-	-	-	-
東南海・南海地震		5強	-	10	-	-	530
南海トラフ地震		5強	-	10	-	-	-

※京都府地震被害想定調査結果（2008）、内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）

3 建物被害

断層名		最大予測震度	全壊(棟)	半壊・一部半壊(棟)	焼失建物(棟)
花折断層帯	花折断層帯	6弱	140	680	-
	桃山-鹿ヶ谷断層	4	-	-	-
黄檗断層		4	-	-	-
奈良盆地東縁断層帯		5弱	10	20	-
西山断層帯	亀岡断層	5強	20	140	-
	檜原-水尾断層	5弱	-	-	-
	殿田-神吉-越畑断層	6強	1,300	2,960	220
	光明寺-金ヶ原断層	5弱	-	-	-
三峠断層		6強	2,650	4,040	500
上林川断層		7	2,260	3,670	550
若狭湾内断層		5強	10	60	-
山田断層帯		5強	80	320	-
郷村断層帯		6弱	300	1,230	-
上町断層帯		5弱	10	60	-
生駒断層帯		5弱	10	70	-
琵琶湖西岸断層帯		6弱	150	720	-
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	5強	50	230	-
	宇治川断層	4	-	-	-
木津川断層帯		5弱	10	50	-
埴生断層		5強	90	420	-
養父断層		6弱	470	1,720	-
和東谷断層		4	-	-	-
東南海・南海地震		5強	120	480	-
南海トラフ地震		5強	-	-	-

※京都府地震被害想定調査結果(2008)、内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)

第2章 災害予防計画

第1節 建造物・公共施設等安全確保計画

第1 総則

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、府が行う地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業、住宅・建築物安全ストック形成事業制度などの活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第2 建造物の震災対策計画

〈土木建築課〉

1 計画の方針

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、「京丹波町建築物耐震改修促進計画（令和3年4月改定）」に基づき、進行管理を行う。

併せて、住宅については、「京丹波町建築物耐震改修促進計画」に耐震化数値目標を設定し、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図る。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等、構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

2 対象建築物と具体的対策

（1）公共建築物

ア 緊急時において、地域の防災拠点として、また、避難施設として活用が図られる施設については、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、優先順位を付け、数値目標を設定するなど、計画的な実施を図る。

また、建築後、定期的な検査を行い、必要な改修を実施する。

なお、地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

ブロック塀については、学校等の公共建築物の安全点検を実施し、順次、撤去又は改修を

実施する。

イ 既存耐震不適格建築物の対策

建築物の用途、建築年次、構造種別等により、計画的に耐震診断を実施するとともに、必要に応じ適正な改修計画を策定し、順次改修を行う。

(2) 多数の者が利用する特定建築物

平成26年度に「町公民館等集会所耐震化事業補助金交付要綱」を制定したことにより、地域コミュニティ施設の耐震診断、耐震改修を促進する。

また、地震時に多大な被害を発生する危険性が高いことから、府と連携し、以下の対策を進める。

ア 計画段階における適切な耐震構造計画による設計、工事監理の徹底、適正な施工による一貫した建築の品質管理を指導する。

イ 建築基準法第12条の規定による定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、必要な改修を指導する。

ウ 既存耐震不適格建築物については、耐震改修促進法による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。

エ 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。

(3) 住宅その他建築物

住宅その他特定建築物以外の建築物については、府と連携して以下の対策を進める。

ア 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止や、感震ブレーカーの設置等地震に対する安全性を向上する取組みについて関係団体等と連携し普及・啓発するとともに支援を行い、住宅の減災化を推進する。

イ 耐震相談窓口を設置するとともに、ダイレクトメールなどによる住民への広報やフェアなどによる制度周知を建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。

ウ 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業、京丹波町木造住宅耐震改修事業費補助金交付等により、改修を促進する。

エ ブロック塀等について、建築基準法上危険なブロック塀の除却を啓発する。

オ 木造建築技術者に対して、木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。

カ 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

キ 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性についてホームページ等で啓発する。

(4) 緊急輸送道路沿道建築物

府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府と連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

(5) 重点的に耐震性能の向上を図る地域・建築物

次のような区域について、府と連携して現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上を図ることとし、府とともに必要な措置を講ずるよう啓発に努める。

ア 老朽木造住宅が密集するなど地震時の建築物の倒壊による避難路の遮断や、集団火災の発生等が予想される区域

イ 町地域防災計画において特に重点的に耐震性能の向上を図ることが位置付けられた区域

ウ 活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる区域

(6) 普及・啓発の推進

府及び関係団体と連携して建築物所有者等に対し、広報紙等により自治会を通じて建築物の震災対策の必要性を訴えるとともに、耐震診断・改修についての情報提供を行い、既存建築物の耐震診断・改修を促進する。

(7) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境整備

住民の耐震診断・改修に関しての問い合わせに応じられるよう対応窓口を整備し、以下の対応を行うものとする。

ア 簡易耐震診断の紹介

住民から自分の家の耐震性について相談を受けた場合、「誰でもできるわが家の耐震診断」（監修：国土交通省住宅局）のリーフレット等により簡易耐震診断の説明を行い、おおよその目安がつけられるように紹介する。

イ 耐震診断実施者の紹介

木造住宅耐震診断事業の対象となる住宅所有者から、既存建築物の耐震診断の相談があった場合は、京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録された建築士を紹介する。

ウ 耐震改修に対する融資のあっ旋

京都府住宅改良資金融資制度（21世紀住宅リフォーム資金）、独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資（リフォーム融資）を利用し、住宅のリフォーム（増改築・修繕・耐震改修）に必要な資金を長期に、低利率で融資を受けるために取扱金融機関へのあっ旋を行う。

3 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 地震被災建築物応急危険度判定の必要性

大規模な地震により被災した建築物の地震活動による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、応急危険度判定技術を有する人材の養成を図るとともに、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について、府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会に協力して強化を図る。

(2) 応急危険度判定制度の整備

ア 京都府による地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成

- (ア) 建築士等を対象に応急危険度判定技術講習を実施する。
- (イ) 講習受講者からの申し出により判定士として府に登録する。
- (ウ) 他府県から転居した判定士も、簡単な手続で府に登録する。

イ 応急危険度判定体制の確立

- (ア) 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において実施体制及び判定士の連絡システム等の整備を行う。
- (イ) 全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会により判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、応急危険度判定体制の充実を図る。
- (ウ) 町は、判定主体として、応急危険度判定に必要な判定調査表、判定ステッカー等を確保するなど資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制を整備する。
- (エ) 府は、判定士の二次災害に対応するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が整備した民間判定士の判定活動に関する補償制度に加入する。

4 被災宅地危険度判定制度の整備

大規模地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、府は市町村との連携により、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図る。

また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備を進める。

町は、判定主体として、危険度判定に必要な調査表、判定シート等を確保するなど資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制を整備する。

第3 電気施設防災計画

〈総務課〉

1 計画の方針

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また、計画的に巡視点検及び測定等を実施する。さらに、地震発生時の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講じる。

なお、関西電力送配電株式会社は「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や府との連携強化を図る。

2 計画の内容

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、地震動への対応として次の対策を実施する。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地理条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第4 上下水道施設防災計画

〈上下水道課〉

一般計画編 第2章第29節「上下水道施設防災計画」を準用するとともに、諸施設の耐震性を高め、震災時の被害を最小限にとどめるものとする。

第5 学校等の防災計画

〈学校教育課・子育て支援課〉

一般計画編 第2章第30節「学校等の防災計画」を準用する。

第6 都市公園施設防災計画

〈土木建築課〉

1 現況

町における次の都市公園は、震災時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

京丹波町の防災活動の拠点となり得る都市公園 (令和5年4月1日現在)

都市公園名	所在地	供用面積 (ha)	備考
府立丹波自然運動公園	京丹波町	53.2	京都府立

2 計画の方針

都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するのに必要な施設整備を行う。

また、避難場所となるオープンスペースを確保するため、公園緑地の整備推進を図る。

3 計画の内容

(1) 都市公園の防災機能整備

各都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

ア 防火帯となる植樹帯等の整備

イ 避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策

ウ 避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等建築物について、必要に応じた耐震対策

エ 避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

(2) 公園緑地の整備計画の推進

町の「緑の基本計画」に基づき、環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図る。

第7 通信放送施設防災計画

〈総務課、企画情報課〉

一般計画編 第2章第14節「通信・放送施設防災計画」を準用する。

第8 鉄道施設防災計画

〈総務課〉

1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確

保を図って、社会的使命を発揮する。

また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

2 計画の内容

(1) 鉄道各社の共通の対策

地震災害に対する、防災施設の維持・改良は、概ね次の事項について計画する。

- ア 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- エ トンネルの維持、補修及び改良強化
- オ 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- カ 建物等の維持、修繕
- キ 通信設備の維持、補修
- ク 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ケ 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- コ 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- サ 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- シ 危険及び不良箇所の点検整備
- ス 落石、倒木警報装置の点検整備
- セ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ソ その他防災上必要なもの

(2) 西日本旅客鉄道株式会社の計画

ア 在来線における地震時運転規制

現行、体感もしくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行っているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

イ 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方及び落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図ることとする。

第9 道路及び橋梁防災計画

〈土木建築課〉

1 計画の方針

重要物流道路及び代替・補完路や地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）について、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指

した道路整備を進める。

2 計画の内容

一般計画編 第2章第6節「道路及び橋梁防災計画」によるほか、国土交通省及び府への改良・整備の要請も含め、次のような計画を進める。

(1) 災害に強い道路の整備

崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を進める。また、市街地内の避難路となる道路については、交通機能確保するための無電柱化など、災害に強い道路整備を行う。

(2) 重要な道路構造物の整備

ア 橋梁の整備

地震による橋梁の落下や重大な段差の発生を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁の耐震化対策を推進する。

イ トンネルの整備

地震災害時の交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については、計画的な整備を進める。

第10 河川施設防災計画

〈土木建築課〉

1 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため町域内の河川の危険箇所等を把握し、府に整備促進を要請するとともに、河川改修等の防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

また、本町内には、一般計画編第2章第3節第3に示す和知ダム（関西電力）及び畑川ダム（府）が建設されている。ダムには常時貯水が行われているため、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、ダム管理者において常時設備の保守管理を徹底するとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

2 河川施設防災計画

- (1) 和知ダムについては、耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水ポンプ場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、しゅんせつ等を実施する。また、府によるテレメーターシステム等からの的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制の有効活用に努める。
- (2) 河川は、火災等には河川自体が防火帯の機能を発揮したり、河川管理用通路を非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こういった機能の向上を目指した河川整備を行う。
- (3) 避難のための広場整備を行う。
- (4) 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。

- (5) 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

3 ダム及び関連設備等

(1) 保守管理の徹底

ダム設計に関連する諸資料（設計基準、設計図、設計計算書、地質、水文、気象、管理点検要領等）を整備し、平常時の維持管理を徹底するものとする。

(2) 危険度判定と対策工事の施工

老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施するものとする。

(3) 情報伝達体制等の整備

気象に関する予警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備して、ダム下流地域の災害を未然に防止するものとする。

第11 砂防及び治山施設防災計画、地すべり急傾斜地防災計画

〈農林振興課、土木建築課〉

地震等の際には、山腹崩壊地や、地すべり、地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなどいわゆる2次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念されることから、一般計画編 第2章第4節「林地保全計画」、第2章第5節「砂防関係事業計画」を準用して、これらの対策を推進する。

第12 農業用ため池等防災計画

〈農林振興課〉

1 計画の方針

ため池には常時貯水が行われているため、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

2 農業用ため池及び関連設備等の計画の内容

(1) 台帳整備と保守管理の徹底

町内に存在する農業用ため池の諸元や情報（所在地、規模、形式、管理者、図面、現況写真、改修歴、被害想定等）などを記載したため池台帳（府によるデータベース）を、地震時における対策や地域の防災対策に役立てることとする。

また、平常時における保守点検や維持管理をため池管理者に対して徹底する。

(2) 点検調査と防災対策工事の施工

「要改修ため池」に重点をおいた、定期的な点検調査（老朽度、漏水堤体損傷、諸設備の故障及び能力不足、堆積土等の調査）を行い、ため池管理者に対して注意を促すとともに、必要な対策工事や措置を行うよう指導する。

(3) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

地震時等には、ため池の被災（一次災害）や二次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行い、連絡体制を確立する中で、ため池管理者に対して緊急放流を行わせるなどの対策を講じる。

なお、ため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。

(4) 地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

第13 危険物等施設防災計画

〈総務課〉

一般計画編 第2章第11節「危険物等保安計画」を準用し、地震災害時ばかりでなく、その他災害時においても危険物等に起因するいかなる災害の発生をも防止し、関係事業所、周辺環境、地域住民等に被害が及ばないよう万全の措置を講じる。

第14 農地農業用施設（農業用ため池を除く。）の防災計画

〈農林振興課〉

1 計画の方針

地震時などにおいて、農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対して保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修にあたっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用についても検討する。

2 計画の内容

(1) 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

(2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

地震により人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修にあたり耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

(3) 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能な農地・農業用施設は、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第15 地震防災緊急事業5箇年計画の推進に関する計画

〈総務課、関係各課〉

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が策定する第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～7年度）及び第三次京都府戦略的地震防災対策指針（令和2～11年度）に計上されている次の事業について、施設整備を行い、地震に強いまちづくりに資するように努める。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立のこども園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 12 7～11に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 12 海岸保全施設又は河川管理施設
- 13 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 14 地域防災拠点施設
- 15 防災行政無線設備その他施設又は設備
- 16 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他施設又は設備
- 17 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 18 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第16 所有者不明土地の活用

〈土木建築課〉

所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策に努める。

第2節 地震に関する情報の伝達計画

〈総務課、関係各課、京都中部広域消防組合、消防団〉

第1 計画の方針

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することにより「地震に関する情報」を発表し、関係機関はこの情報を住民等に通報又は周知徹底する。

第2 緊急地震速報の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

第3 地震に関する情報

地震に関する資料や状況を速報するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。

1 地震に関する情報の種類

地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名※（全国を188地域に区分）と地震の発生時刻を速報 ※京丹波町の地域名は「京都府南部」
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報、津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	・震度1以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動階級に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等（※） ・マグニチュード7以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表（※） 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

2 伝達される情報

(1) 地震に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達される。

ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達される。また、「震源・震度情報」については、震度1以上を観測した地点が伝達される。

(2) 地震に関する情報の伝達手段並びに伝達経路は、「気象予報警報の伝達系統」に準じて行われる。

3 情報の伝達基準

京都地方气象台からの地震に関する情報の伝達基準は、概ね次による。

(1) 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。

(2) 震源・震度情報

震度1以上の地震を観測したとき。

(3) 遠地地震の震源・震度に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。

(4) その他の情報

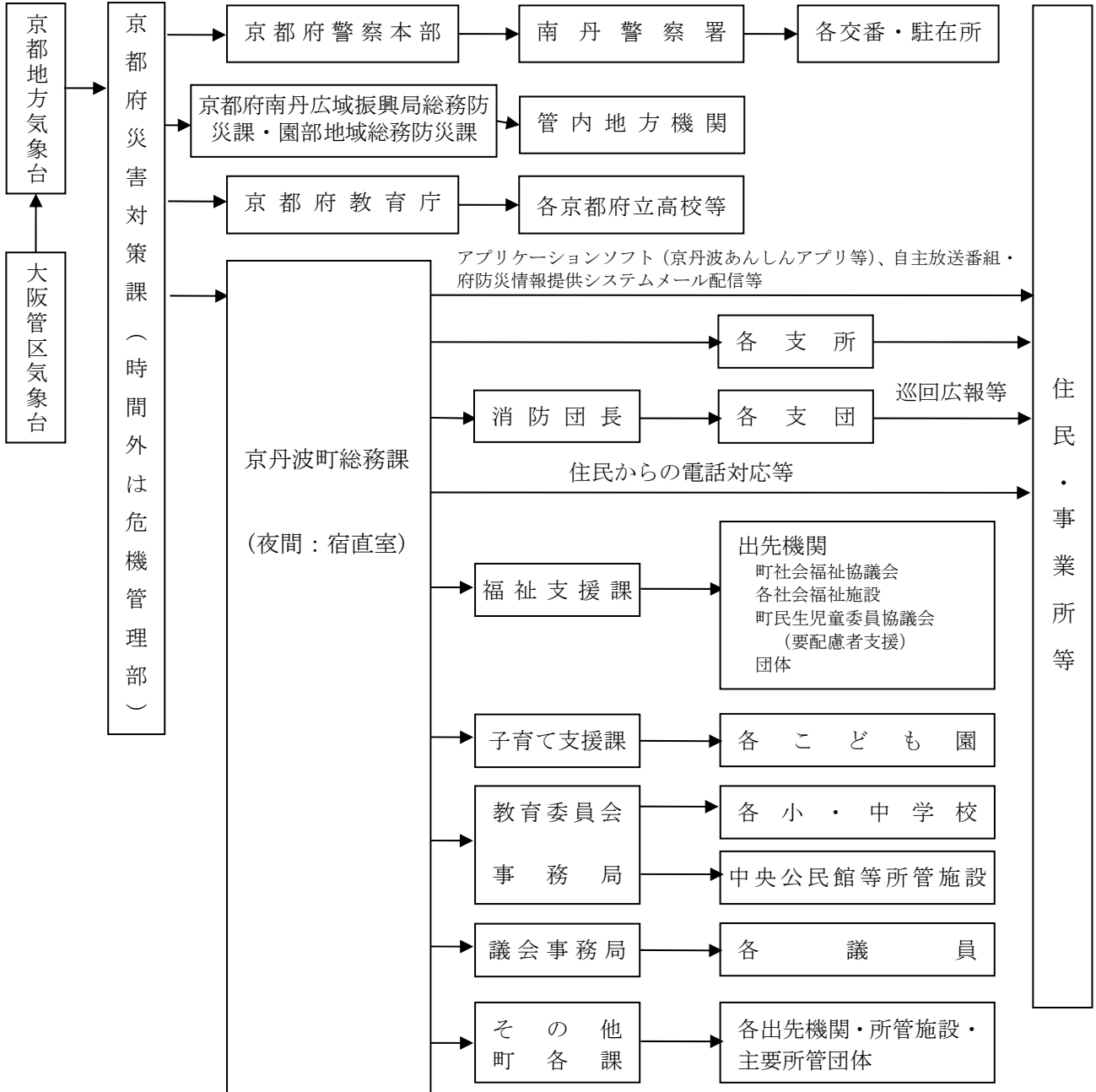
その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

第4 伝達系統及び伝達方法

- 1 情報及び注意報等は府災害対策課及び西日本電信電話株式会社を通じて町総務課に通知される。
- 2 町総務課は、予報警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- 3 時間外において通報を受理した場合は、総務課長に連絡するとともに伝達系統により町内伝達

先へ通報する。

- 4 有線通信途絶時における伝達については、防災行政無線、広報車等を活用するなど、最も迅速な方法により町内伝達先へ通報する。



地震に関する情報の伝達系統

第5 南海トラフ地震に関連する情報

- 1 南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表内容

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」が発表される。

南海トラフ地震に関連する情報の内容

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	・観測された異常な現象(注)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未滿の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連 解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、又は「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、臨時情報を発表する場合を除く。)

注) 南海トラフの想定震源域又はその周辺で M6.8 程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定

2 伝達系統及び伝達方法
本節第4に準じて行う。

第6 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 通報すべき異常現象

異常な現象とは、概ね次のようなものをいう。

- (1) 異常水位
- (2) 異常波浪
- (3) 激しい降雨、降雪又は降ひょう
- (4) なだれ
- (5) 地すべり
- (6) 火災

2 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

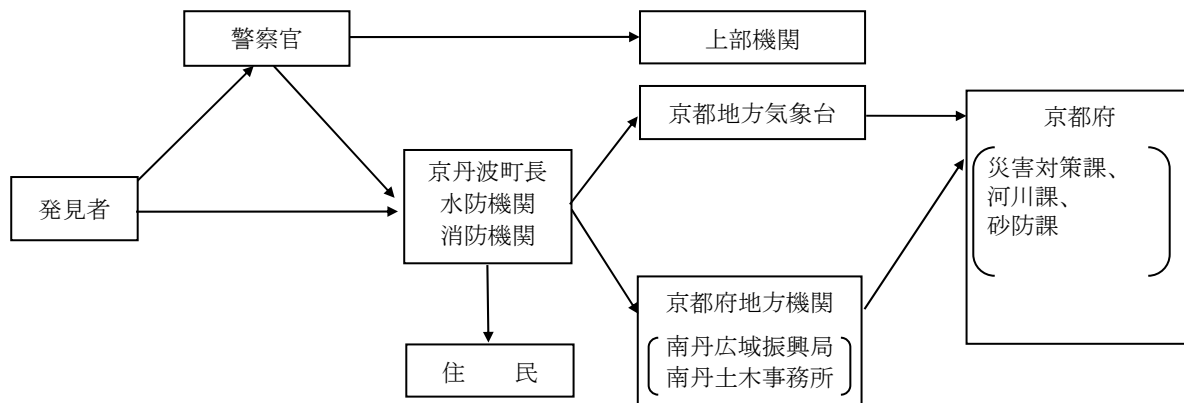
- (1) 消防署
- (2) 役場
- (3) 警察署・交番・駐在所
- (4) 消防団員

3 町長への通報

異常現象を発見した場合又は住民から通報を受けた町職員、消防職員・消防団員又は警察官は、直ちに町長（総務課）に通報する。

4 町長の関係機関への通報

町は、前項の通知を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに次の通報系統により通報する。



5 住民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平素から町広報紙等により住民に周知徹底しておく。

第3節 情報連絡通信網の整備計画

(総務課、企画情報課)

第1 基本方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報の収集体制を整備し、情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を行う。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入（AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等のICTの防災施策への積極的な活用）に努めるものとする。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- (1) アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）
- (2) 自主放送番組
- (3) 衛星通信系防災情報システム
- (4) 消防無線
- (5) NTTの災害時優先扱いの電話

第3 情報連絡手段の整備・拡充

1 アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）等

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

本町では、火災時などの緊急連絡、気象情報（台風・大雨警報等）等の災害情報の周知はアプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）を使用している。このため、未登録者や本町への転入者には、災害時に正確な情報が得られるよう新規登録を促し、情報連絡手段の整備を推進している。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、衛星通信系防災情報システムとアプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）等の有機的な結合を図っていくことが重要である。

また、情報連絡手段の円滑で適切な運用を図るため、幹部職員、防災基幹職員等への緊急情報連絡・動員体制の確立を進める。

2 情報連絡手段の多重化・多様化

災害時には、電話の輻輳、通信施設の被害が発生し、緊急通信、情報の受発信が困難になる場

合も想定されるため、次のような方策により多様な情報連絡手段の確保に努める。

- (1) 府の震度情報ネットワークシステム、早期被害情報収集システムに対応した情報ネットワークの整備
- (2) 移動系防災行政無線の整備・拡充（公共施設への設置による半固定的運用を含む。）
- (3) 町内LAN施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・耐災害対策の強化
- (4) 町における地震情報等観測施設の整備
- (5) 緊急地震速報伝達システムの整備
- (6) 関係機関等（南丹土木事務所や府立高校及び府の出先機関、郵便局等の公共機関・団体運輸関係業者など）との連携強化
- (7) 情報ボランティア（無線システム構築事業者等との協力協定締結、アマチュア無線の活用、情報処理専門技術者等のボランティア登録など）の確保
- (8) 地域における非常時情報連絡拠点の整備
- (9) スペシャリスト職員の育成
- (10) 住民向け非常時協カールールの周知徹底

3 緊急速報メール・事前登録によるメール等の活用

町は、住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール・事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーションソフト、Lアラート等を導入した、多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

4 緊急時の情報通信確保

- (1) 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、衛星携帯電話の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。

- (2) 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保するため、次の取組みに努める。

- ・電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保
- ・自治体クラウドを活用した業務継続性の確保

第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

1 住民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）。

第4節 医療助産計画

一般計画編 第2章第22節「医療助産計画」を準用する。

第5節 火災防止に関する計画

〈総務課、消防団〉

第1 計画の方針

消防組織の整備については一般計画編 第2章第12節「消防組織整備計画」により進めるが、大規模地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等、多面的な対策を実施する。

第2 出火防止、初期消火対策

1 出火防止計画

- (1) 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
- (2) 家庭内における出火要因の軽減を図るため、各家庭に対して、耐震装置付器具（強い地震の揺れを感知し、自動消化する装置の付いた器具）の使用等についての広報を行う。
- (3) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- (4) 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- (5) 耐震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

2 初期消火計画

- (1) 震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及させる。
- (2) 初期消火の技術指導の普及を図る。
- (3) 消防団、自主防災組織等に可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

3 地域住民等の協力

- (1) 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
- (2) 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導のもとに防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。
- (3) 町が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に努める。
- (4) 初期消火の要となる消防団の活性化の促進及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

第3 火災拡大防止計画

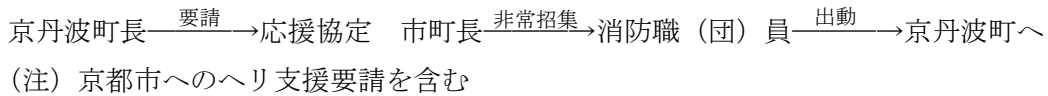
震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防用設備等の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第4 相互応援協定

本町は一般計画編 第2章第12節第7「相互応援協定（京丹波町、京都中部広域消防組合締結分）」のとおり消防に関する相互応援協定を締結しているが、今後は同時に被災する可能性の少ない府内外の市町村と、人的・物的応援や被災児童生徒等の一時疎開先としての協力体制を含む応援協定の締結を検討する。

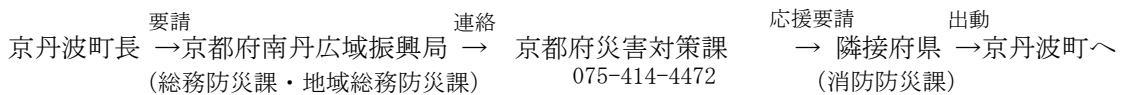
第5 応援要請連絡系統図

1 相互応援協定市町へ要請するときの連絡系統

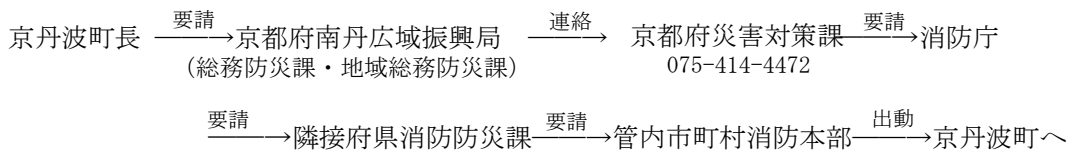


2 他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

（1）他府県へ要請する場合（災対法）

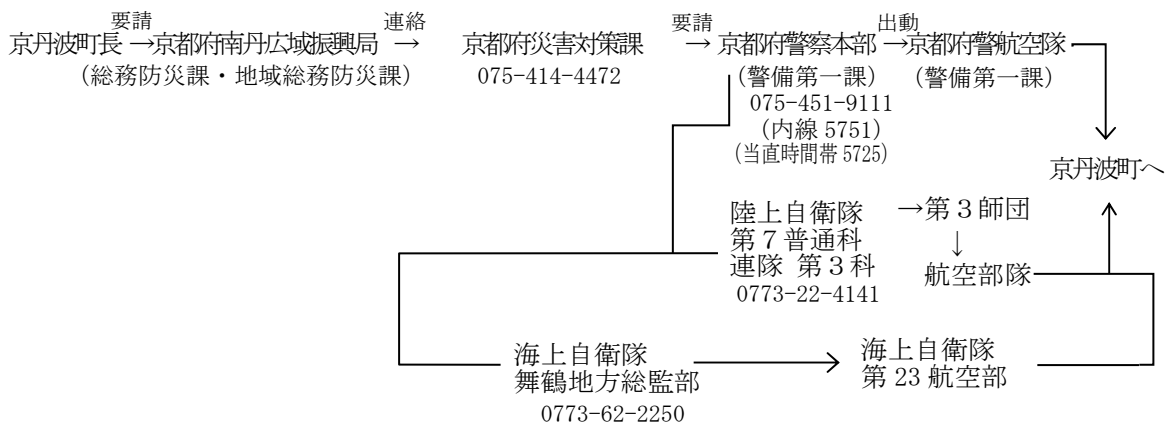


（2）他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）



（注）京都府災害対策本部設置後の応援要請については、全て京都府災害対策支部（園部地域総務防災課）を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

（3）防災機関のヘリ等の支援を要請するときの連絡系統



（注）京都府災害対策本部設置後の応援要請については、全て京都府災害対策支部（園部地域総務防災課）を通じ、京都府災害対策本部（災害対策課）あてに行うものとする。

第6節 避難等に関する計画

一般計画編 第2章第31節「避難等に関する計画」を準用する。

第7節 交通対策及び輸送計画

一般計画編 第2章第21節「交通対策及び輸送計画」を準用する。

第8節 災害応急対策物資確保計画

〈総務課〉

第1 計画の方針

一般計画編 第2章第16節「資材器材等整備計画」に定めるもののほか、次のように確保することとする。

第2 備蓄の充実及び調達体制の強化

大規模な地震が発生した場合には、発生後約3日で救援物資の到着が望めることから、本町においては各家庭と町で備蓄する物資、食料を発生後の3日分（奨励1週間分）に目標をおき、備蓄を図るものとする。

備蓄する品目については順次協議を行い、住民にも各家庭においても備えるよう広報を行う。

第9節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

一般計画編 第2章第24節「廃棄物処理等に係る防災体制の整備」を準用する。

第10節 文化財災害予防計画

〈社会教育課〉

文化財の防災については一般計画編第2章第10節「文化財災害予防計画」により進めるが、建造物に係る震災対策については、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年1月17日策定）に基づいて、使用者等に維持管理及び使用方法の改善、補強を伴う修理事業の推進、周辺環境の整備、防災施設等の充実について助言指導を行い、貴重な国民的財産である文化財の保全に万全を期することとする。

第11節 学校等の防災計画

一般計画編 第2章第30節「学校等の防災計画」を準用する。

なお、町内の学校等の施設は全て耐震対策済であるが、地域の防災拠点としての機能を果たすべく、今後も適切な管理に努めるものとする。

第12節 住民及び自主防災組織活動計画

〈総務課、商工観光課、医療政策課、学校教育課〉

第1 計画の方針

大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の災害対応が遅れたり、活動能力が著しく低下することが予想される。このような事態においては、被害の防止又は軽減を図るために、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要となる。これらの自主的な防災活動を行うに際しては、住民が地域ごとに、職域的に団結し組織的に行動することによってこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、地域又は施設ごとに、地域住民又は施設関係者によりその実情に応じた自主的な防災組織を設置すること及び日頃から震災の発生を予想した訓練を実施することについて指導することが、被害を軽減する鍵となるとの認識により、その重要性を住民等に周知し、防災活動の活発化を図る。

第2 計画の内容

住民及び自主防災組織活動計画は、一般計画編第2章第19節「自主防災組織整備計画」、同じく第2章第17節「防災知識普及計画」により推進するものであるが、大規模地震が発生した場合、特に防災関係機関の災害対応が遅れたり、活動能力の著しい低下が予測されること、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等の迅速かつ適切な実施が求められることから、建物の耐震化はもとより、「自分たちの生命、財産は自分たちで守る」という認識を醸成していく啓発活動の周知徹底を図るものとする。

第13節 防災知識普及計画

一般計画編 第2章第17節「防災知識普及計画」を準用する。

第14節 防災訓練計画

〈総務課、消防団〉

第1 計画の方針

防災訓練計画は、一般計画編第2章第18節「防災訓練・調査計画」により推進するものであるが、さらに大規模地震に対応した訓練の実施等について必要な事項を定める。

第2 大規模地震に対応した訓練

1 自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素の1つとなる。

災害対策本部長（町長）、災害対策副本部長（副町長及び教育長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法を府と協議し、訓練の中に含めるよう検討する。

2 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるため、通信機能の充実化のため町内のアマチュア無線通信等の利用も図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練へ取り入れることを検討する。

3 自主防災組織等による訓練の実施

自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。

訓練の際は、防災関係に従事する町職員等を派遣し、指導を行う。

4 緊急地震速報への対応

訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第15節 行政機能維持対策計画

一般計画編 第2章第25節「行政機能維持対策計画」を準用する。

第16節 ボランティアの登録・支援等計画

一般計画編 第2章第26節「ボランティアの登録・支援等計画」を準用する。

第17節 企業等防災対策促進計画

一般計画編 第2章第27節「企業等防災対策促進計画」を準用する。

第18節 広域応援体制の整備

一般計画編 第2章第28節「広域応援体制の整備」を準用する。

第19節 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

一般計画編 第2章第23節「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」を準用する。

第20節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

一般計画編 第2章第32節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」を準用する。

第21節 震災に関する調査研究資料の集積と活用

第1 計画の方針

大規模地震による被害は複雑かつ多様であり、その被害の甚大性、複雑性は非常に大なるものが予想される。したがって、震災を防止し又は震災が発生した場合の被害の拡大を防止するため、公共施設等の維持管理を強化するとともに、国土保全事業、都市の防災対策事業等を計画的かつ総合的に推進する必要がある。このためには、震災に関する科学的な調査研究が要請されるところであり、きめ細かな震度分布把握のシステムの構築が必要である。

府が実施している震災対策基礎調査、建物被害・人的被害を主とした被害想定調査結果はもとより、地域の安全性の向上・防災体制とその有機的な連携など、地震に際してその被害を最小にするための調査研究結果などを集積し、効率的な震災対策の具体策を樹立するための指標として活用し、ハード、ソフト相互に連携する有機的かつ機動的な総合防災対策の推進を目指すものとする。

第2 災害予防に関する調査研究

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配

慮していく必要があり、これに資する調査結果を集積する。

1 防災まちづくりに係る基本調査

大規模地震時に発生すると思われる火災及びその他被害を最小限に止めるため、次の調査結果を集積し、防災まちづくりの基礎資料として活用する。

- (1) 地盤及び地質に関する調査
- (2) 建築物の不燃化・耐震性及び落下物に関する調査
- (3) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- (4) 地下埋設物に関する調査
- (5) 危険物貯蔵所等に関する調査
- (6) 防災空間の整備拡大に関する調査

2 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、これの破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

3 公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接的に住民の生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

- (1) 道路及び橋梁の耐震に関する調査
- (2) ため池の耐震に関する調査
- (3) 河川及び河川工作物の耐震に関する調査

第3 火災の防止に関する調査研究

1 地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査結果の集積を図り有効に活用する。

- (1) 地震火災の拡大原因に関する調査
- (2) 地震火災を最小限に食い止める方法に関する調査

2 大震火災に関する調査

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的重要事項に関する調査結果の集積を図り、個別対策及び地域対策の指針を確立し、地域の防災化対策に資する。

- (1) 初期消火に関する調査

(2) 火災の拡大防止に関する調査

第4 避難の安全確保に関する調査研究

避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならないが、現在指定している避難場所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化したり、又は周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合が起こり得る。したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間ごとに安全性について調査確認する。

- 1 指定緊急避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 指定緊急避難場所とそこに至る避難路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- 3 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- 4 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から避難場所の安全性を確保するための調査

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の活動体制

〈全部・全班、消防団〉

第1 計画の方針

この計画は、町域に大規模地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、町がその有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施するための体制について定める。

なお、災害応急対策の実施にあたっては、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第2 京丹波町災害警戒本部の設置及び閉鎖について

1 災害警戒本部の設置及び閉鎖については、総務部長、健康福祉部長、産業建設部長及び総務課長が協議して決定する。ただし、京都地方気象台により地震に関する情報が発表された際又は町内に設置されている震度計によって震度4及び5弱が観測された際は、まず、職員又は消防団員の責任者を直ちに監視に派遣した後、協議を行うものとする。

2 設置基準

(1) 災害警戒本部1号配備（1号動員）

震度4が観測され、地震災害の発生その他状況により、被害の発生が予想される時

(2) 災害警戒本部2号配備（2号動員）

ア 震度5弱が観測され、局地的災害が発生し、状況悪化のおそれがあるとき

イ その他町長が必要と認めたとき

(3) 動員

本部体制に要する動員については、本章第2節「動員計画」に定める。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として、次の業務を行う。

(1) 災害警戒本部長の指示伝達

(2) 情報の収集

気象台が発表する地震に関する情報等の収集と初期の被害発生状況の調査

(3) 警戒監視

災害危険箇所周辺の警戒等による異常現象の前兆の把握と危険状況への対処

(4) 関係機関等との連絡調整

府、南丹警察署、京都中部広域消防組合等、関係機関との相互の情報交換及び活動調整

4 閉鎖基準

- (1) 災害が発生するおそれが解消されたと認められるとき
- (2) 災害対策本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

第3 京丹波町災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

1 設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、町長が設置する。

- (1) 大規模な地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき
- (2) その他町長が必要と認めたとき

2 設置の決定

災害対策本部の設置については、1に基づき具体的には次の状況に至ったときに、総務部長、健康福祉部長、産業建設部長及び総務課長が協議し、町長に具申して町長が決定する。ただし、町の地域で震度6弱以上が観測されたときは、自動的に設置する。

- (1) 震度5強以上が観測されたとき
- (2) 震度5強以下の観測であっても、災害警戒本部の情報収集によって町内に地震による被害が確認され対策を必要とするとき
- (3) その他町長が必要と認めたとき

3 設置場所

災害対策本部は、町役場に設置する。ただし、町役場の建物損壊等により使用困難な場合は、瑞穂支所、和知支所を代替施設とする。

4 閉鎖の決定

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動が概ね終了したときに、総務部長、健康福祉部長、産業建設部長及び総務課長が協議のうえ町長に具申し、町長が決定する。

第4 京丹波町災害対策本部の組織等

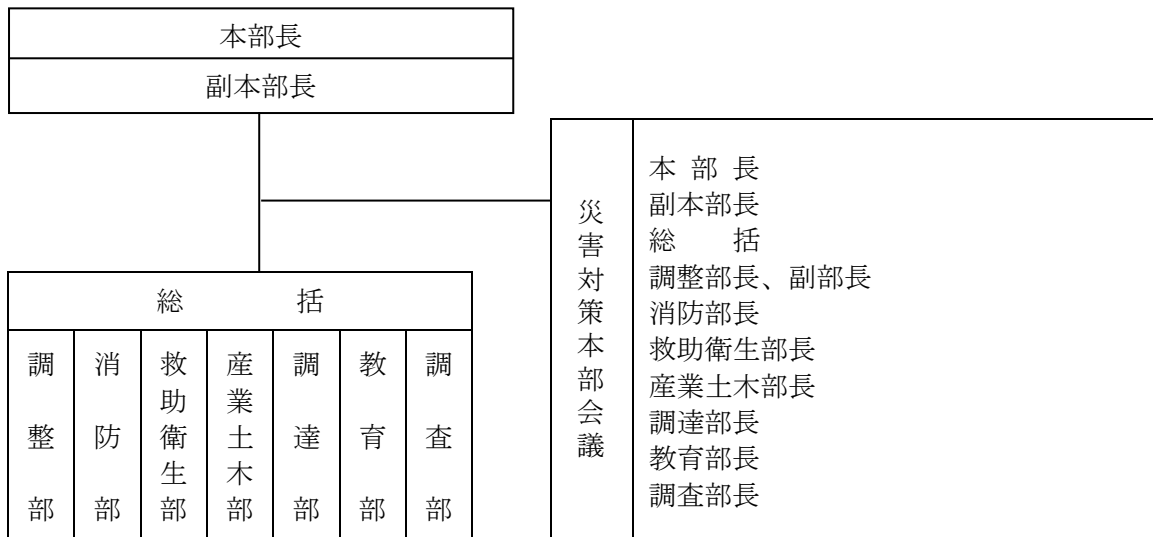
1 災害対策本部の運用

- (1) 町の災害に対する組織は、次のことを考慮の上、直接応急対策活動に関係あるもので組織し、その他のものについては動員要員とする。
 - ア 指揮命令系統を確立すること
 - イ できるだけ簡素化し、名目的、形式的なものを排除すること
 - ウ 責任分担を明確にすること
- (2) 災害対策本部の指揮（本部の設置・閉鎖の決定を含む。）は、町長（本部長）が行う。なお、町長が不在等の場合の指揮代行順位は、1位：副町長、2位：総務部長、とする。
- (3) 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

- (4) 災害対策本部の円滑な運営を図るため、2 (1) のとおり、災害応急対策にあたる7つの部の部長等で構成する災害対策本部会議を設置する。
- (5) 災害対策本部の総括責任者は、総務部長とする。
- (6) 災害対策本部の各部・各班の事務分掌は、2 (2) のとおりとする。

2 災害対策本部の組織

(1) 組織構成



※災害の状況に応じて、上記7部に加え、「避難所対応部」「活動部」を設置する場合があります（本部長の判断・指示による）。

(2) 各部・各班の事務分掌

調整部（注1）

調整班	(1) 災害の予防及び応急対策の調整 (2) 被害状況の総括及び情報、資料等の収集整理及び記録 (3) 自衛隊の派遣要請 (4) 命令及び決定事項の伝達 (5) 関係機関に対する連絡及び要請 (6) 各種要望の応接及び被災地の慰問 (7) 庁内の管理及び警備 (8) 町有財産の管理及び応急措置 (9) 庁内電話交換の運営 (10) 応援職員等の要請と受入れ調整
動員班	(1) 広報活動及び報道機関との連絡 (2) 災害対策本部要員及び職員の動員 (3) 災害対策本部内の連絡 (4) 公用自動車の配車運営 (5) 現地調査班との連絡及び応急対策事務処理の指導

消防部

消防班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集 (2) 火災、風害、水害等の場合における消防団活動の命令、伝達、調整及び指示 (3) 消防団活動の現地指導 (4) 危険物及び消防水利対策 (5) 消防器機、施設整備等の指示及び指導 (6) 調整部及び消防関係機関との連絡 (7) その他消防に関する事項
-----	---

救助衛生部（注1）

救助班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助法の運用 (2) 救助に必要な情報収集及び調査 (3) 救助物資等の調達に関する連絡確保 (4) 救助物資等の輸送 (5) 生活保護関係の状況調査 (6) 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置 (7) 母子世帯等の被害調査及び資金貸付等の措置 (8) 災害地における応急託児施設の指導 (9) その他救助一般
医務班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救助及び助産 (2) 救助衛生部の活動に必要な情報収集 (3) 日赤その他関係医療機関との連絡調整 (4) その他医療一般
防疫班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防 (2) 汚物処理 (3) 消毒 (4) 防疫用薬品の確保及び補給

産業土木部（注2）

産業班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工農林関係被害状況の収集整理 (2) 関係機関に対する連絡及び要請 (3) 商工業者、農作物、農機具等の応急措置指導及び肥料、農薬等の生産資料の確保 (4) 家畜の防疫指導 (5) 共済関係の調査査定緊急措置 (6) その他産業一般に関する事項
水防調査班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川、ため池等施設の整備点検 (2) 水防資材の整備点検及び調達輸送 (3) 水防関係の情報の収集及び連絡 (4) 水防警報及び緊急対策 (5) 水防活動の指導又は指示 (6) ため池、農地、農業用施設、河川、道路、治山関係の被害状況調査及び応急復旧 (7) 住宅関係の被害調査及び対策 (8) 道路の除雪対策 (9) その他農地、土木一般に関する事項

上下水道班	(1) 上下水道施設の整備点検 (2) 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧 (3) その他上下水道一般に関する事項 (4) 飲料水の供給
-------	---

調達部（注1）

調達班	(1) 衣料、寝具、日用必需品等救助物資の調達 (2) 応急対策用必需物品の調達管理 (3) その他調達一般に関する事項
-----	--

教育部（注1）

教育班	(1) 教育関係の被害状況の収集整理 (2) 災害地における児童及び生徒の応急教育 (3) 学用品及び教科書の調達配分 (4) 教育施設及び設備の被害状況調査並びに応急復旧 (5) 文化財の管理 (6) 文化財の被害状況調査及び復旧 (7) その他教育関係一般に関する事項
-----	--

調査部（注1）

調査班	(1) 被害状況の緊急調査 (2) 具体的な実態調査 (3) 対税措置 (4) その他税制一般に関する事項
-----	--

※産業土木部、調達部及び調査部については、各部事務分掌に示す業務と併せて、本部長の指示に基づき合同でその活動を行うことがある。

※救助衛生部については、その事務分掌に示す業務と併せて、本部長の指示に基づき町内避難所運営に関する対応を行うこととする。

注1) 該当部（班）の業務と併せて、本部長の指示に基づき、「避難所対応部（班）」として、合同で臨機応変に避難所対応を行うことがある。

注2) 該当部（班）の業務と併せて、本部長の指示に基づき、「活動部（班）」として、合同で臨機応変に活動することがある。

3 災害対策本部の標識及び職員の証票

一般計画編 第3章第1節の第4の3「災害対策本部の標識及び職員の証票」による。

第2節 動員計画

〈全部・全班、消防団〉

第1 計画の方針

この計画は、町域に大規模地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合における、本部要員等の動員についてその要領を定める。

第2 災害警戒本部要員の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員等の動員は、次によるものとする。

	総括	調整部	消防部	救助 衛生部	産業 土木部	調達部	教育部	調査部	計
1号配備	4	10	5	7	7	2	4	2	40
2号配備	4	25	5	16	19	5	10	5	88

ただし、災害警戒を必要とする状況に応じて、本部長は必要な要員等を動員するものとする。

第3 災害対策本部要員の動員

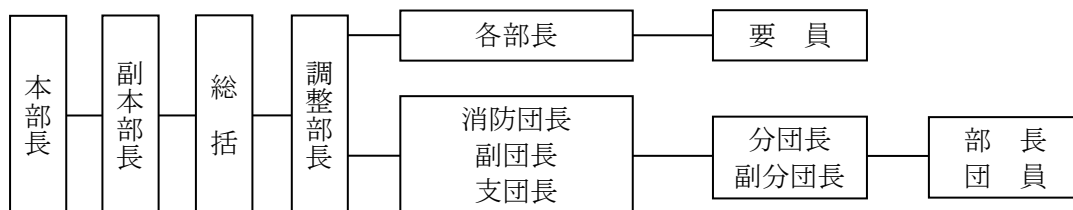
災害対策本部要員の動員は、別表に定める動員計画の4段階により、本部長の指令に基づき災害の状況に応じて動員する。

	総括	調整部	消防部	救助 衛生部	産業 土木部	調達部	教育部	調査部	計
1号動員	4	10	5	7	7	2	4	2	40
2号動員	4	25	5	16	19	5	10	5	88
3号動員	4	33	5	39	27	11	14	10	142
4号動員	4	40	5	46	31	14	16	13	168

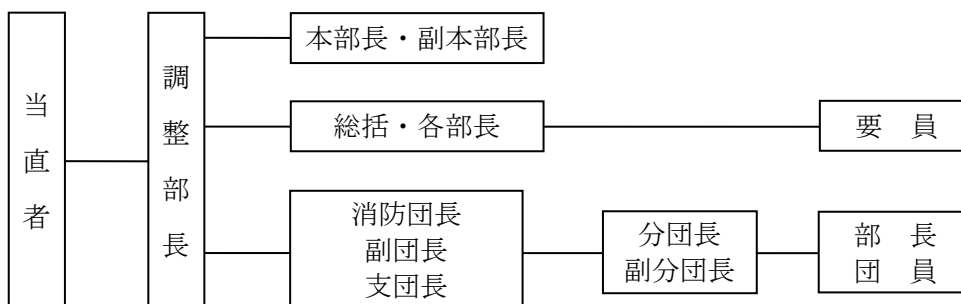
1号動員	<ul style="list-style-type: none"> 震度4が観測されたとき その他町長が必要と認めたとき
2号動員	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱が観測され、災害警戒本部の情報収集により被害が確認されているとき その他町長が必要と認めたとき
3号動員	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強が観測されたとき 住家の被害が災害救助法の適用基準に達する程度となり、なお被害の拡大するおそれがあるとき その他町長が必要と認めたとき
4号動員	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上が観測されたとき 災害救助法による応援救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき その他町長が必要と認めたとき

第4 動員の要領

(1) 本部要員等に対する伝達系統



(2) 勤務時間外における伝達系統



2 動員の方法

- (1) 平常勤務時の動員の伝達は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、1の(1)の伝達系統により行う。
- (2) 勤務時間外の動員の伝達は、電話又は連絡員等により1の(2)の伝達系統により行う。
- (3) 消防団員の動員については、1の(1)又は(2)の方法で行うが、出動要領については別に定めるところによる。
- (4) 職員は、災害が発生し又は災害が発生するおそれのあるなどの情報を得たときは、災害対策本部の指示がない場合であっても、自らの判断により参集するものとする。

第5 他機関に対する応援要請

1 応援要請の協議

応急救助実施について、府及び他市町に応援を求める必要が生じた場合、災害対策本部長は、直ちに災害対策本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫して災害対策本部会議を招集するいとまのないときは、直接、災害対策本部長が決定する。

2 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長があたり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

3 国による応援制度の活用

(1) 応急対策職員派遣制度

災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

(2) 内閣府調査チーム

大規模な被害が想定される場合、府と連携して、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第6 災害被害状況調査

地震の災害発生後、緊急に対応を要する事態が収束したと判断され、その後の被害調査は、別紙の被害調査分担表に基づき、各支部の中で地域割りを行い、一斉の緊急調査を行い、本部及び各支所へ報告を行う。各支所は、支所単位でとりまとめを行い、本部へ報告する。

第3節 情報連絡通信網の整備計画

〈調整班、動員班、消防団〉

第1 計画の方針

震災時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、町、京都府及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、町、京都府及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入（A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S等のI C Tの防災施策への積極的な活用）に努めるものとする。

第2 通信施設の現況

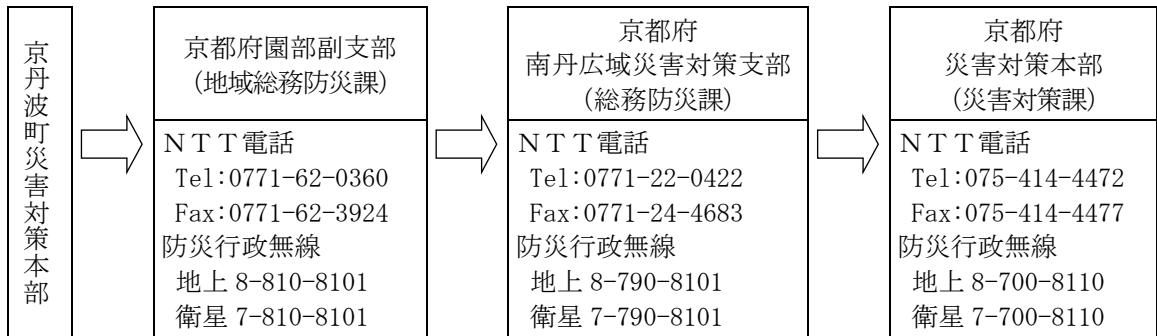
利用可能な通信施設等は、一般計画編 第3章第3節第2「通信施設の現況」のとおりである。

第3 非常時の通信手段及び系統

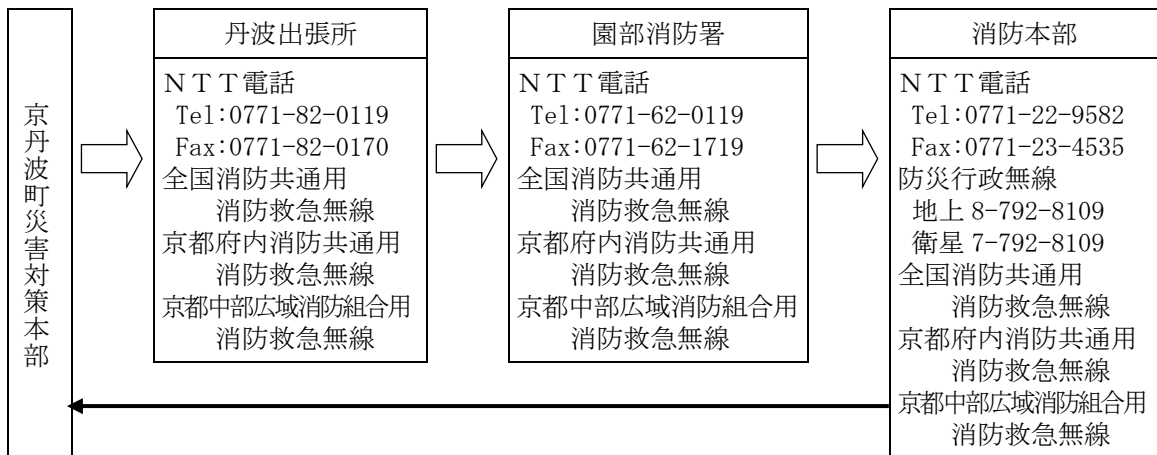
大規模な地震の発生により、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、次により各防災関係機関相互の通信を確保するものとする。

なお、N T T電話による発信は、災害時優先電話を利用する。

1 京都府との連絡

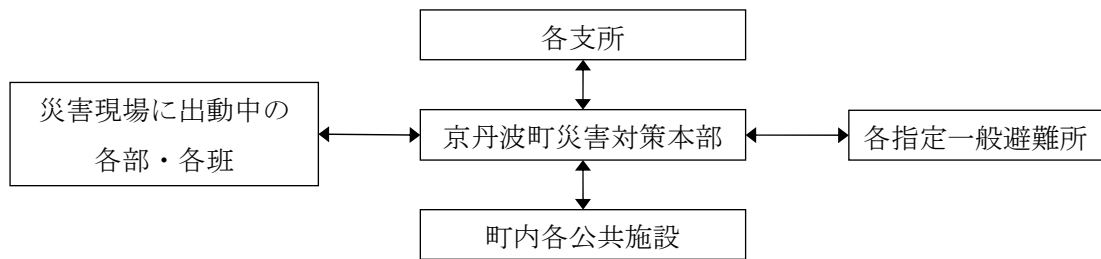


2 京都中部広域消防組合との連絡



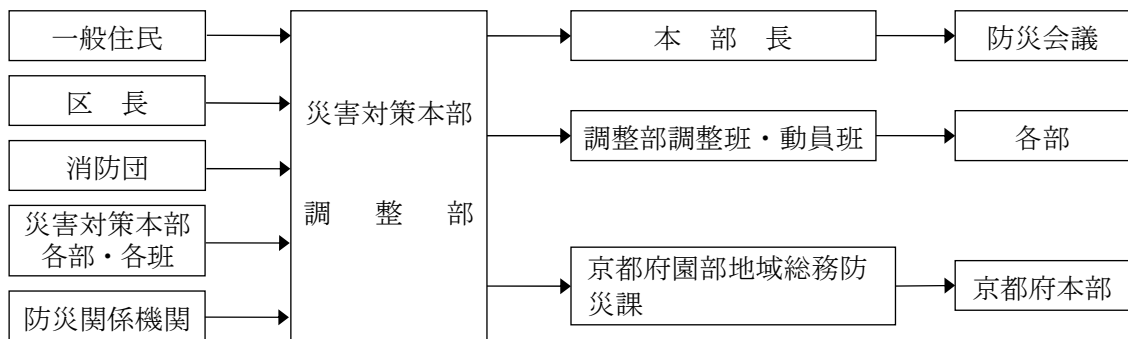
3 各部各班、町内公共施設及び指定一般避難所等との連絡

これらの町内の防災関係施設間では、N T T電話、防災行政無線、携帯電話等により連絡を取り合う。



第4 地震情報等の収集と伝達

1 情報把握組織の系統



2 地震情報

京都府震度情報ネットワークシステムにより自動的に得られた地震情報を速やかに各部及び関係機関へ連絡する。

3 火災情報

火災発生の通報は、通常、住民からの119番ダイヤルによる。地震時には被災地の電話が通話不能となることを想定して、現地へ情報収集要員を派遣するか、もしくは消防署を通じて火災情報の収集にあたる。また、京都府、自衛隊、京都府警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。

4 本部組織等による被害状況の把握

- (1) 各配備職員は、参集段階で経路付近の被害状況を把握し、災害対策本部に初期情報として報告する。
- (2) 各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を逐次、調整部長に報告する。
- (3) 災害状況及び被害状況については、次の役割により速やかに調査を行い、各地区の被害状況の情報を集約して、調整部長に報告する。

- | | |
|--------------|-------------|
| ・町内の全般的な被害状況 | ・文化施設の被害状況 |
| ・公共土木施設の被害状況 | ・住宅の被害状況 |
| ・産業関連施設の被害状況 | ・水道施設の被害状況 |
| ・教育関連施設の被害状況 | ・下水道施設の被害状況 |
| ・こども園の被害状況 | |

(4) 災害対策本部長に報告する各種の情報は、調整部調整班において収集整理する。

(5) 被害状況調査については、災害の推移に応じて次のものを行う。

ア 概況調査

初期的段階では、とりあえず被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、正確度よりも迅速度を主とする。

イ 状況調査

概況調査後は、被害又は応急対策活動の状況がある程度把握できる段階において、遂次その概況を調査する。

ウ 被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭にわかるように、また、災害写真として十分役立つものを撮るよう努める。

エ 詳細調査

応急対策の活動状況もしくは保健環境、商工、農林、土木及び教育等の被害状況の詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

オ 最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。

(6) 本町における被害が甚大で、町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため町単独ではできないときは、南丹災害対策支部等の関係機関に応援を求めて行うものとする。

5 その他災害情報

(1) その他気象予警報

京都地方気象台等の予警報を基にして状況判断を行う。ただし、町内の雨量等については京都府及び一般財団法人河川情報センター等からも情報を収集する。

(2) 異常現象の発見及び通報

災害が発生し又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに次の最も近い所に通報する。

ア 町役場（本庁）又は支所

イ 警察署、交番、駐在所

ウ 消防署、消防団

(3) 町長への通報

異常現象を発見した場合又は地域住民から通報を受けた町職員又は消防団員は、直ちに総務課に通報する。総務課は通報内容を判断し、必要と認められる場合には直ちに町長に通報する。

(4) 関係機関への通報

町長は、前項の通報を受けたとき、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに京都府及び関係機関に通報する。

6 情報の報告

町域内に地震災害が発生したときは、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

なお、人的被害の数については、府が一元的に集約・調整を行うこととなっており、随時、綿密に連携しながら情報提供・共有化を行う。

(1) 被害の認定基準

地震災害による被害程度の認定に際しては、資料編3-4「被害程度の認定基準」の定めるところによる。

(2) 報告の要請及び内容

ア 災害情報報告

町域内に地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（府災害対策本部長）に報告する。ただし、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。また、町が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、町は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

(ア) 報告の内容

- a 被害の概要
- b 災害対策本部設置の状況
- c 避難指示等の発令状況、災害発生の状況
- d 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況

- i 要望事項
- j その他の状況
- (イ) 報告の概要
 - a (ア)に掲げる事項が発生次第、その都度、資料編3-6「様式第1号災害情報」により報告する。
 - b 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。
- (ウ) 報告の処理系統

町長は、府園部地域総務防災課長（災害対策支部長）を經由して知事に報告する。
- イ 被災概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず、迅速性を主とすることが望ましく、資料編3-6「第4号様式（その1）災害概況即報」により行う。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告する。
- ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、資料編3-6「第4号様式（その2）被害状況即報」により報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。
- エ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に前記第4号様式（その2）（資料編3-6参照）に基づいて報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。
- オ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、府の定めるところに従って別に報告する。
- カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。
- (3) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式第1～3号により報告したものと見なす。

府園部地域総務防災課及び関係機関に対する報告に際しては、調整部長が報告主任、副主任を決めてこれを担当させるとともに 京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際に

は次の事項に留意する。

ア 電話による場合

「災害時無線電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 衛星通信系防災情報システムによる場合

次の通信優先順位により衛星通信系防災情報システムを利用する。

なお、このほか無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- (ア) 緊急要請
- (イ) 災害対策本部指令及び指示
- (ウ) 応急対策報告
- (エ) 被害状況報告
- (オ) その他災害に関する連絡

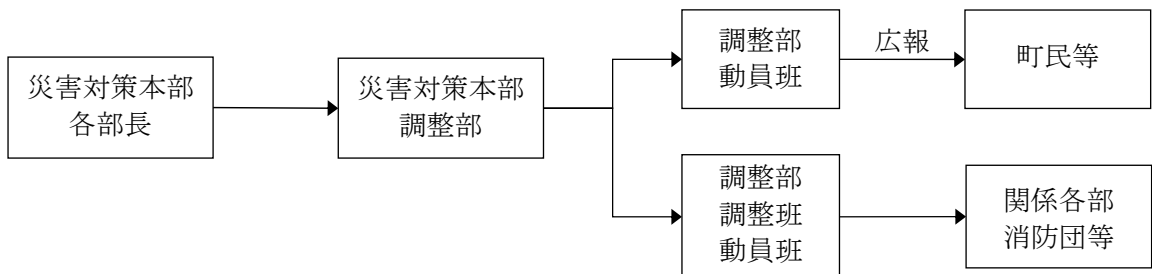
ウ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ、一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

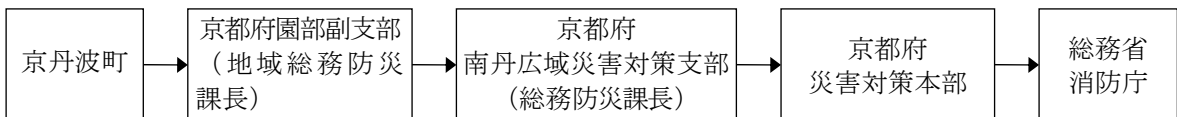
エ 通信途絶時における措置

公衆電気電信、JR通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

7 報告の処理系統



災害情報等の伝達系統 —町内の伝達—



災害情報等の伝達系統 —京都府への報告—

京 都 府 へ の 連 絡 先

	N T T 電 話	衛 星 通 信 系 防 災 情 報 シ ス テ ム
京都府園部副支部 (地域総務防災課長)	0771-62-0360	8 (又は7) -810-8101
京都府南丹災害対策支部 (総務防災課長)	0771-22-0422	8 (又は7) -790-8101
京都府災害対策本部	075-414-4466 075-417-4474	8 (又は7) -700-4474

総務省消防庁への連絡先

	平 日 【9:30~17:45 震災等応急室】		休日・夜間 【宿直室】	
	電 話	F A X	電 話	F A X
N T T 電 話	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	7527	7537	7782	7789

8 報告上の留意事項

報告は、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人・棟・世帯・cm・mm等）は省略する。また、時刻は24時制を採用し、午前・午後の区別は使用しないなど、報告の簡略化を図るものとする。

9 平常時における留意事項

- (1) 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておく。
- (2) 報告の基礎となる資料を整備しておく。
- (3) 電話による「非常通信」「緊急通信」については、あらかじめ最寄りの市外交換取扱局より承認を受けた災害時優先電話から「102番」にダイヤルし利用する。
- (4) JRの通信設備の具体的な利用方法については、JR下山駅、JR和知駅、JR安栖里駅、JR立木駅とあらかじめ協議しておく。
- (5) 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておく。また、各用紙とも複写機により複写可能なものとするよう留意する。

10 非常電報の発信

電報頼信紙に電報書体（片仮名）又は通常の文書体（漢字を交えてもよい。）で、頼信紙の記事欄に「非常」と朱書し、最寄りの無線局に依頼するものとする。

第5 関係機関との連絡

町内の防災関係各機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第6 通信手段の確保

1 災害時の通信経路

(1) 町、府及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他災害応急対策に必要な指示、命令等は、次に示す防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

<災害時の通信経路>

総合信頼度	災害時の通信経路
A B	京丹波町役場～～～→京都府(災害対策課) ====(0.1km)須知交番————南丹警察署————府警察本部～～～京都府(災害対策課)
A B	京丹波町役場瑞穂支所————京丹波町役場～～～→京都府(災害対策課) ————京丹波町役場====須知交番————南丹警察署————府警察本部 ～～～京都府(災害対策課)
A B	京丹波町役場和知支所————京丹波町役場～～～→京都府(災害対策課) ————京丹波町役場====須知交番————南丹警察署————府警察本部～～ ～～京都府(災害対策課)
B	京丹波町役場====(南丹市から京都府ルートへ)

記号

—————	無線区間	～～～～～～～～	有線区間
～～～～～————	有線無線混在区間	====	使送区間
→→→→→→→→→	衛星通信区間	～～～～～→→→→	有線/衛星通信二重化区間

(2) アマチュア無線局利用

これらの無線所有機関にはあらかじめ依頼し、必要な事項について十分打合せをしておくものとする。

2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のための連絡であり、防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定に基づく非常通信の利用を図る。その運用要領は、以下のとおりである。

(1) 非常無線通信の内容

- ア 人命の救助に関する事
- イ 天災の予報及び天災その他災害の状況に関する事
- ウ 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関する事
- エ 電波法第74条実施の指令及びその他指令に関する事
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事
- ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事
- ケ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資

材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること

コ 災害対策基本法第57条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの

サ 災害対策基本法第79条の規定に基づき指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの

シ 防災関係機関の相互間が発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの

ス 災害救助法第24条及び第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること

セ 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

(2) 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

イ 地方防災会議及び災害対策本部

ウ 日本赤十字社

エ 全国都市消防長連絡協議会

オ 電力事業者

カ 地方鉄道会社

キ その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

(3) 非常通報の依頼事項

発信を希望する場合は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）

イ 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）

ウ 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第7 その他

災害対策本部を設置する以前の各種情報の把握、被害状況等調査、報告は、この計画に準じて行う。

また、災害時、被災地との安否確認サービスとして、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、株式会社NTTドコモ関西支社等携帯事業各社においては災害用伝言板サービスを提供する。

なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第4節 災害広報広聴計画

一般計画編 第3章第4節「災害広報広聴計画」を準用する。

第5節 災害救助法の適用計画

一般計画編 第3章5節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第6節 消防活動計画

〈消防班〉

第1 計画の方針

町は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第6節「消防活動計画」の定めるところによるものとする。

第2 初期救出への対処

特に直下型地震による被害が懸念される本町においては、市街地が地震の揺れを増幅しやすい沖積層の上に形成されている所もあり、地震の揺れそのものによる建築物の倒壊から、いち早く負傷者を救出することが重要となってくる。

したがって、倒壊建築物からの負傷者救出を図るものとして次の事項の実施を推進する。

- 1 住民の手による初期救出の実施
- 2 消防活動や救出者の医療機関への搬送等を迅速に行えるよう一般計画編 第3章第22節「交通規制に関する対策計画」に定める道路交通対策の推進、並びに民間事業者も含めた協力体制の整備

第3 地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること
- 2 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること
- 4 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に波及する大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第4 大火災等の情報及び報告

地震に起因する火災についての府への報告は、第3節第4「6 情報の報告」により町が行う。

この報告は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）の災害即報として行うが、このとき、地震に起因して発生した火災の報告も災害即報として町が行い、火災等即報

は省略できる。(※地震等災害によらない火災の場合の府への報告は、火災等即報として京都中部広域消防組合が行う。)

第5 活動計画

1 消防団

地震発生時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

- (1) 消防団員に対する火災発生の伝達は、事前登録メール、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、警鐘、電話及びサイレン等によって行う。
- (2) 町職員、消防団員自身が被災し、指揮指令の伝達が行われない場合でも行動出来るマニュアルの整備を行っておく。
- (3) 消防団員のみでは対処出来ないときは、消防相互応援協定等に基づいて近隣市町に応援を求める。ただし、同時に多数の場所で火災が発生し、消防機関のみでは消火活動が行えないときは、団員の指導により地域住民の協力を求める。
- (4) 木造建築物が密集している地域では、避難路の確保及び人命救助を最優先とした消防活動を行う。
- (5) 大規模な建築物の倒壊が起こったり、対処不可能な大火災となったときは、町長から知事に対して自衛隊の出動を要請する。なお、緊急の場合又は知事への連絡が不能の場合は、町長が直接自衛隊に災害状況を通知し、事後、知事に報告する。

2 京都中部広域消防組合

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(2) 火災防衛活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	当該火災に対応できる装備によって優先して対応する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(3) 火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数隊で防御する。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防御活動	延焼火災のうち避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(4) 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

ア 部隊運用

- (ア) 出動部隊数の調整
- (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制
- (ウ) 消防団との連携強化

イ 部隊の確保

- (ア) 非常招集による緊急増強隊の編成
- (イ) 他市町消防応援隊の要請及び活用

ウ その他

- (ア) 出動体制の迅速化
- (イ) ホースの確保
- (ウ) 防火水槽及び自然水利等の活用
- (エ) 広 報

(5) 広域断水時火災の防御対策

- ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- イ 給水タンク車の優先出動と活動
- ウ 有効かつ的確な水利統制
- エ 機械性能の保持及び積載ホースの増強
- オ 火気使用者に対する啓発
- カ 危険区域の重点立入禁止措置

(6) 大規模市街地火災の防御対策

- ア 初動体制の確立
- イ 火災態様に応じた部隊配備
- ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- エ 延焼阻止線の設定
- オ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

(7) 高層建築物等火災の防御対策

- ア 活動期における出動隊の任務分担

- イ 排煙、進入時等における資機材の活用
 - ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
 - エ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
 - オ 水損防止
- (8) 二次災害の防御

災害発生から数時間～数日後に発生する火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

第7節 救出救護計画

〈消防班〉

被災者の救出救護計画は、一般計画編 第3章第16節「救出救護計画」の定めるところによるが、地震が大規模であればあるほど行政・消防機関による救出が遅れることが予想されるため、住民、自主防災組織等による初期救出の実施が図れるよう各種防災施策を実施する。

具体的には、第2章第12節「住民及び自主防災組織活動計画」に定めるところによるものとする。

第8節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

一般計画編 第3章17節「遺体の搜索、処理及び埋火葬計画」を準用する。

第9節 保健衛生、防疫計画

一般計画編 第3章15節「保健衛生、防疫計画」を準用する。

第10節 医療助産計画

一般計画編 第3章14節「医療助産計画」を準用する。

第11節 輸送計画

〈調整班、動員班、救助班〉

第1 計画の方針

地震災害時における輸送体制を確立するため、府及び近隣市町並びに関係機関と密接な連絡協調を図って、具体的な対策を定める。なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第21節「輸送計画」の定めるところによるものとする。

第2 輸送路の確保

大規模地震の発生時は交通規制の遅れ、道路の損壊及び倒壊物等による遮断などにより、輸送路の確保に困難を伴うことが予想される。したがって、町は輸送路の確保のため、次の事項についてあらかじめ検討の上、速やかに実施を図るものとする。

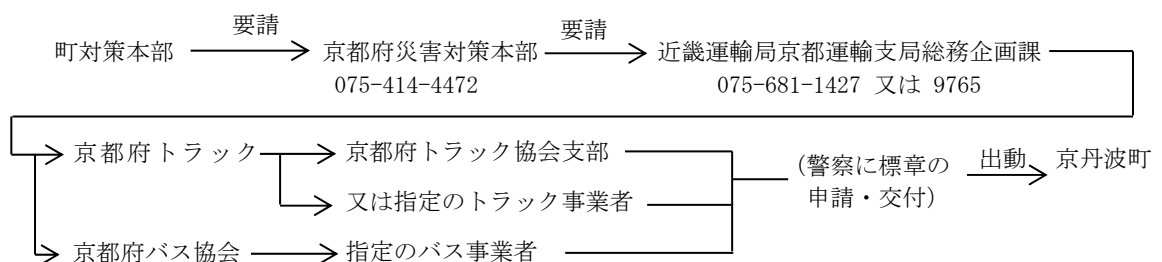
- 1 迅速な交通規制の実施のため、一般計画編 第3章第22節「交通規制に関する対策計画」に定める交通規制の実施責任者との協議を行う。
- 2 災害対策上重要な施設を結ぶ道路を中心に緊急啓開道路を定め、業者への事前認識や連絡方法等を確立し、災害時は優先的に緊急啓開道路から啓開を図る。

第3 京都府へのあつ旋要請

町で確保する車両だけで不足する場合は、知事へ調達のあつ旋を求めるが、その手続は、一般計画編に定めるとおりとする。なお、連絡系統は次のとおりであり、府災害対策本部への連絡は府園部地域総務防災課（南丹広域振興局地域総務防災課 0771-62-0360）を通じて行う。

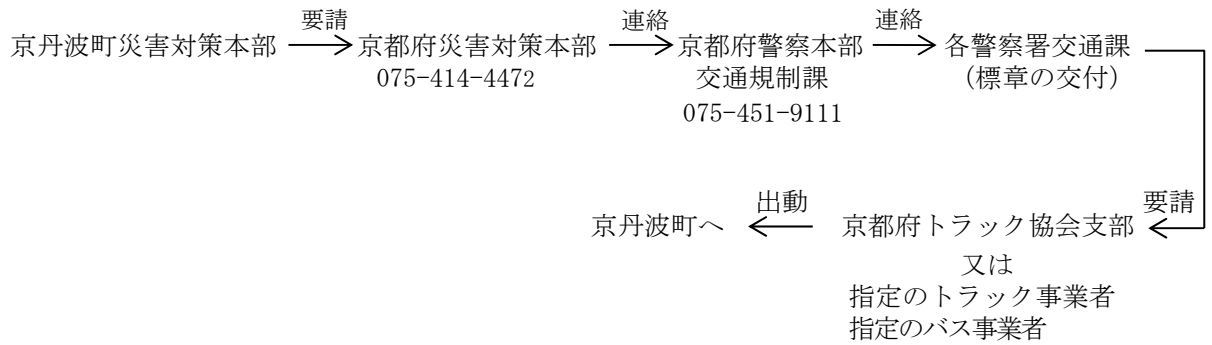
1 陸上輸送を要請する場合

(1) 通常の場合

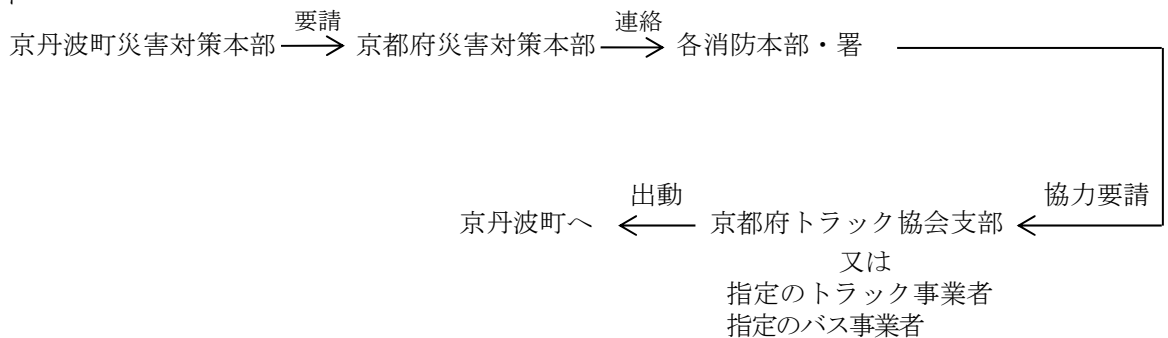


(2) 通信連絡網途絶の場合

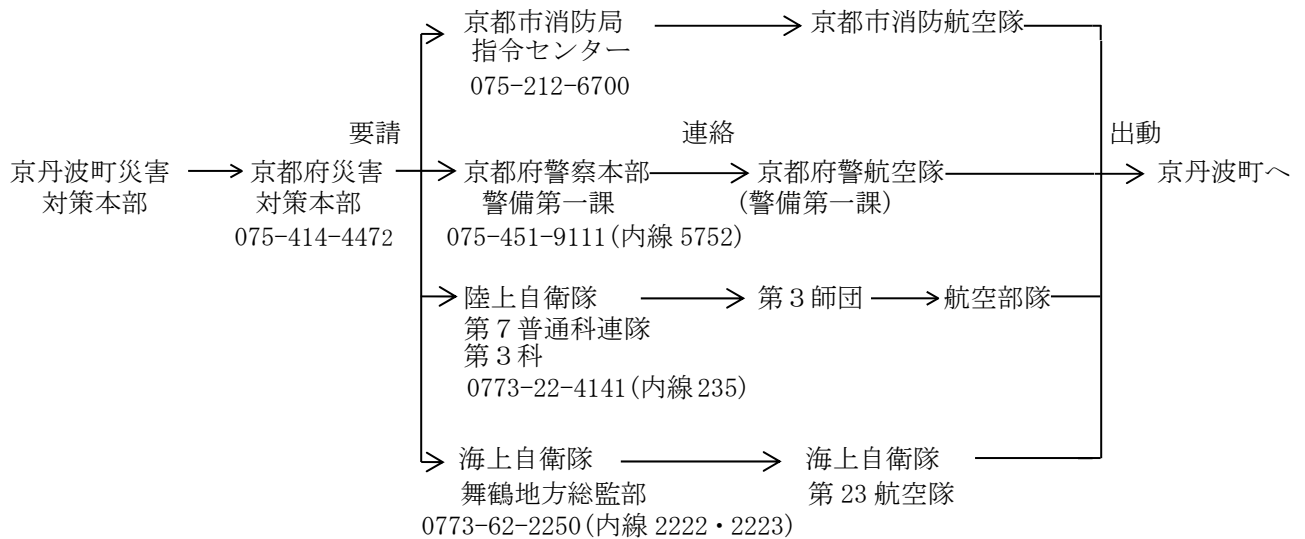
ア



イ



(3) ヘリコプターによる空輸を要請する場合



第12節 交通規制に関する対策計画

一般計画編 第3章 22節「交通規制に関する対策計画」を準用する。

第13節 避難等に関する計画

〈調整班、動員班、消防班、救助班、医務班、教育班〉

第1 計画の方針

避難等に関する計画は、一般計画編 第3章第8節「避難等に関する計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難所の開設及び学校等の避難対策について、次のとおり定めるものとする。

第2 避難所の開設

指定一般避難所等の開設については、特に災害が大規模である場合、次の事項に留意する。

1 職員の派遣

大規模地震の発生とともに、直ちに避難担当の職員及び消防団員を派遣し、指定一般避難所の開設に必要な業務にあたる。

2 救護所の設置

直ちに船井医師会、府に救護班の要請を行い、救護所を設置する。

3 立入禁止区域の設定

学校を指定一般避難所として使用する場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童、生徒との活動区域を区分し、学校機能の早期回復に配慮する。

4 要配慮者対策

指定一般避難所内には、高齢者や障害者といった要配慮者のための専用スペースを確保する。

5 仮設トイレの設置

断水等により水洗トイレが使用不能の場合は、避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

6 良好な生活環境の確保（避難者のプライバシー確保等）

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるため、仕切り板の設置等避難者への配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

7 その他の事項

（1）指定一般避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア 給水措置

イ 給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給

エ 衣料、日用必需品の支給

(2) 指定一般避難所の管理に関する事項

- ア 避難生活における秩序保持
- イ 避難者に対する災害情報の伝達
- ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ 避難者に対する各種相談業務

第3 学校等の避難対策

学校等においては、自ら判断して行動することのできない多数の園児、児童、生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策計画を策定し、これを実践する。

第14節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

一般計画編 第3章第9節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」を準用する。

第15節 食料及び生活必需品等供給計画

〈救助班、調達班、産業班〉

第1 計画の方針

一般計画編 第3章第10節「食料供給計画」及び同編第3章第11節「生活必需品等供給計画」に定めるとおりとするが、大規模な地震が発生した場合の食料の確保及び指定一般避難所における食料並びに生活必需品の供給、物資の集積場所等について定める。

第2 食料の確保

震災時における食料の供給については、指定一般避難所における備蓄の検討を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるため、まず第一に発災後3日間の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。

第3 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により指定一般避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食料	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布 (季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの (煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への配慮・援助)	食材の給付による避難者自身の炊出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第4 物資の集積場所 (地域内輸送拠点)

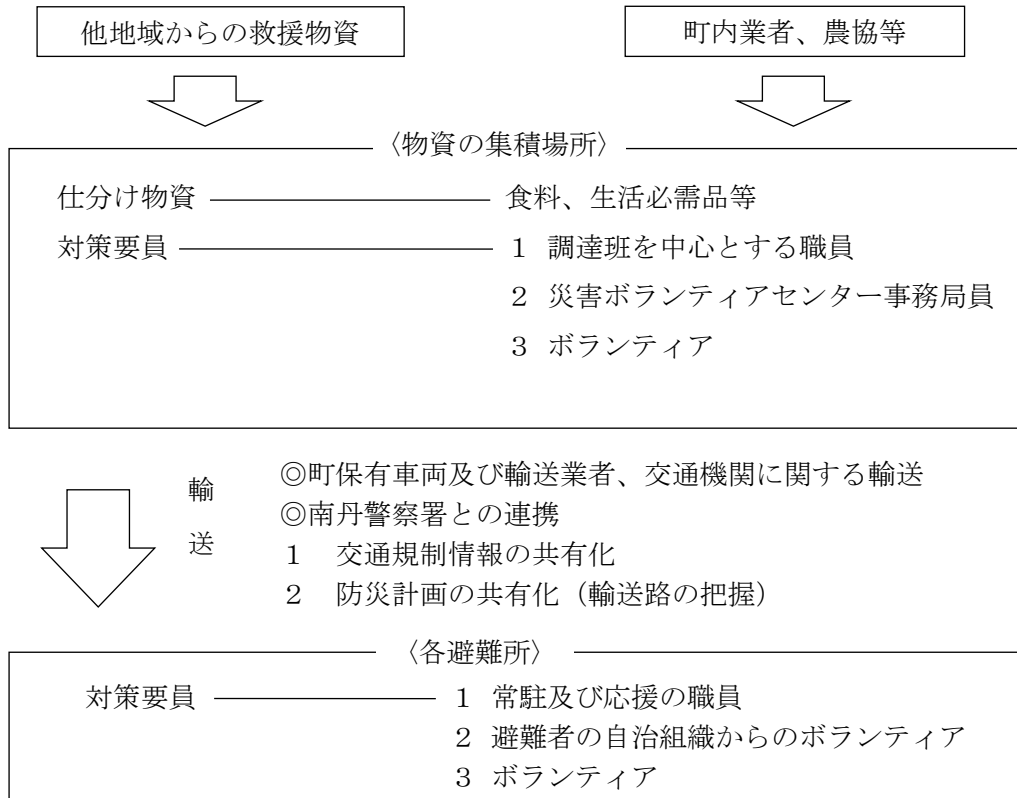
地震による災害が甚大である場合には、救援物資又は町内からの調達により食料、生活必需品等を供給することになるが、その集積場所となる地域輸送拠点を次のとおり定め、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行うものとする。また、京都縦貫道が使用可の場合は、町外からの物資一次集積場所とする。

物資の集積場所 (地域内輸送拠点)

名 称	所 在 地	連絡先
京丹波町役場 (本庁)	蒲生蒲生野 487-1	82-0200
京丹波町瑞穂支所	和田田中 6-1	86-0150
京丹波町和知支所	本庄ウエ 16	84-0200
京丹波町中央公民館	蒲生野口 38	82-0988
道の駅 京丹波 味夢の里	曾根深シノ 65-1	89-2311

名 称	所 在 地	連絡先
グリーンランドみずほ	大朴皿引 1-4	86-1512
和知ふれあいセンター	本庄花ノ木 1-4	84-2081

第5 震災時の食料、生活必需品等供給の流れ



第16節 給水計画

〈防疫班、上下水道班〉

第1 計画の方針

地震による被害が甚大である場合は、町内全域において断水の事態が予想され、被災者が第一に求めるものは飲料水であることから、給水体制の確保と速やかな復旧が必要となってくる。

町は、被災者への迅速な給水の実施を図るものとし、同時に復旧体制の整備を推進する。なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第12節「給水計画」の定めによるものとする。

第2 災害発生時の給水源の確保

1 水道施設による給水源の確保

(1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

また、工業用水等で使用可能なものについては、これを活用する。

なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

(2) 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

(3) 停電による断水の場合にあつては、関西電力送配電株式会社に可及的速やかな復旧を要請する。

(4) 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

2 災害発生時のその他の給水源の確保

(1) 府南丹広域振興局（総務防災課・地域総務防災課）に給水車による浄水の供給を要請する。

(2) ろ水滅菌して使用可能な水源を有するときは、府園部地域総務防災課長にろ水機による給水を要請する。

(3) 汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに、別表（基準は、一般計画編第3章第12節第6「給水の要領」を参照）により消毒の措置をとる。

(4) 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するように広報する。

第3 給水の方法

飲料水は、概ね次の方法によって供給する。

1 現地でろ水機により供給する。

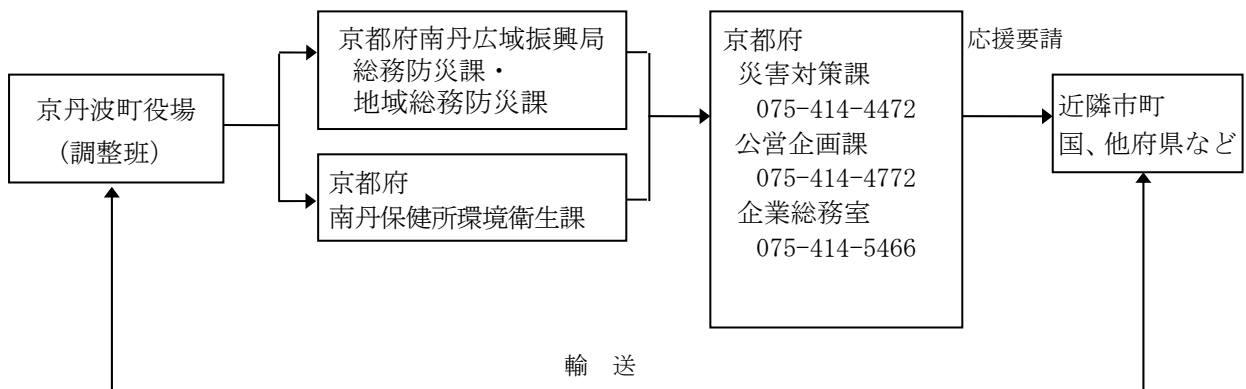
2 給水車又は容器により運搬供給する。

3 消毒薬を投入し（基準量は、一般計画編第3章第12節別表を参照）、又は配布して飲料水を確保する。

第4 給水の要領

- 1 給水に際してはその場所、時間等について被災の住民に周知措置を講じる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となり、給水範囲が大きいときは、必要に応じ要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 ろ水機による場合は、先ず現地において適当な水源を必要とする。この場合、地表面から水面まで約4m以下位の井戸が適している（ポンプのサクシヨンの都合上）が事前によく塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等で消毒する。井戸替えを行ったときは、外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が検出されてから、ろ水作業を行い給水を始める。
給水の残留塩素は0.2ppm以上を確保する。
- 4 災害の規模により1戸あたりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行きわたることを期するものとする。

（町保有給水機材一覧は、資料編2-10参照）



応援給水の連絡系統

（注）府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については全て府災害対策支部（園部地域総務防災課）を通じ、府災害対策本部あてに行うものとする。

第17節 施設の応急対策に関する計画

第1 鉄道施設

〈調整班、動員班〉

1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社は、地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

2 地震発生時の列車の措置

西日本旅客鉄道株式会社は、列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時に、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

在来線（JR線 福知山支社）

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
地震計が40ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度4と認められる場合。 （標準） 規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下。	地震計が80ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度5弱と認められる場合。 （標準） 規制範囲内には列車は進入させない。規制範囲内を通過中の列車は15km/hで最寄り駅に到着・運転中止。運転再開は左記と同様。

第2 公共土木施設

〈水防調査班〉

1 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

2 河川等施設

(1) 堤防、護岸の破壊や崩壊等については応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、また、水門、排水ポンプ場等の破壊については土のうや矢板で応急締切り工事を行うとともに移動ポンプ車等により内水の排除に努める。また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や河川敷などを輸送路や避難場所等に活用できるものについては、その空間確保に努める。

(2) 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施

する。

- (3) ダム管理者は、ダムの緊急点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には2次災害防止のため、必要な措置をとるとともに、町と連携を図り、情報交換を行う。

3 道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、応急工事及び障害物除去を早急を実施する。また、必要に応じ府、国土交通省及び南丹警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次のとおりとする。

(1) 第1次緊急輸送道路

京都縦貫自動車道、国道9号、国道27号

(2) 第2次緊急輸送道路

国道173号、主要地方道綾部宮島線、府道桧山須知線、主要地方道市島和知線

第3 地震被災建築物応急危険度判定

〈水防調査班〉

1 計画の方針

地震等により建築物に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を行うことにより、居住者等の人命・身体の安全を確保する。

2 判定コーディネーター

地震被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）は、地震被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）において、地震被災建築物応急危険度判定に関する事務、災害対策本部との連絡及び調整等に関する業務を行う。

3 派遣要請

町は、大規模な地震が発生した場合、地震被災建築物応急危険度判定を実施するため、府に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。府に派遣要請する場合には、以下の事項を明示する。

(1) 派遣日数

(2) 派遣人数

(3) 地震被災建築物応急危険度判定を実施するにあたり、必要な資機材等

(4) 地震被災建築物応急危険度判定士の宿泊場所等

4 判定実施本部

(1) 判定実施本部の設置及び閉鎖

町は、地震被災建築物応急危険度判定を行うときは、災害対策本部長が災害対策本部とは別に判定実施本部を設置する。判定実施本部長には、災害対策副本部長を充てる。

地震被災建築物応急危険度判定が終了した場合、災害対策本部長は、判定実施本部を閉鎖する。

(2) 判定実施本部の設置場所

判定実施本部の設置場所は、災害対策本部と同じ場所とし、町役場本庁舎とする。

(3) 報告

本部長は、判定実施本部を設置又は閉鎖したときは、知事に速やかに報告する。

(4) 判定実施本部の主な業務

判定実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

- ア 地震被災建築物の被害状況の把握に関すること
- イ 判定実施計画の作成に関すること
- ウ 判定活動環境（食料、宿泊等）の整備に関すること
- エ 判定実施計画及び実施状況の住民への周知に関すること
- オ その他判定実施本部長が必要と認めること

(5) 判定実施本部要員

判定実施本部長は、事務を行うのに必要な範囲において、災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地本部員を指名する。なお、判定実施本部には判定コーディネーターを常駐させるものとする。

(6) 資機材等

判定実施本部は、地震被災建築物応急危険度判定を行うにあたり、次の資機材等を用意する。

- ア 判定調査表
- イ 判定ステッカー
- ウ 判定街区マップ
- エ 事務用品（ガムテープ、バインダー等）
- オ 携帯電話

(7) 保険

地震被災建築物応急危険度判定士が、訓練活動及び判定活動において、負傷又は死亡した場合は、府が加入する保険を適用するものとする。事故の連絡を受けた場合、町は、速やかに府に報告する。

第4 被災宅地危険度判定

〈水防調査班〉

大規模地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、

府及び被災地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

第5 電気・上下水道施設

〈調整班、動員班、上下水道班〉

1 計画の方針

ライフラインとして社会生活に極めて重要な電気・上下水道施設が地震災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、電気等による二次災害を防止するための対策について定める。

2 電気施設（関西電力送配電株式会社）

(1) 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(2) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 府災害対策本部との連携

非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

(4) 関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

(5) 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、京都府と関西電力送配電株式会社が締結した「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

(6) 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

3 上下水道施設

(1) 水道施設

ア 被害状況の収集及び伝達

水道事業者は、地震災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

イ 応急復旧

水道事業者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。復旧計画の策定にあたっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

ウ 支援要請等

水道事業者は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請や、府を通じて他の水道事業者に対する広域的な支援要請を行うものとする。なお、道路管理者、下水道班等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、京都府水道震災対策行動マニュアル（平成19年3月）に基づいた対応を図る。

エ 災害広報

動員班及び府等は、上水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

(2) 下水道施設

ア 被害状況の収集及び伝達

地震災害の発生時に、管渠・処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、下流域の自治体も含めて関係機関に迅速に伝達する。

イ 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、また、処理場の被害に対しては、電源施設、処理機構等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。復旧計画の策定にあたっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

ウ 災害広報

下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗トイレ等

の使用を停止するよう周知する。

第6 通信・放送施設

〈調整班、動員班〉

1 計画の方針

地震災害の発生時に電気通信施設及び放送施設が被災した場合に、通信回線並びに電波通信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信・放送を確保する対策について定める。

2 通信施設（西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社（関西総支社）、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ZTV）

（1）設備及び回線の応急措置

電気通信設備が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、各社の災害対策規定の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

（2）回線の復旧順位

第1順位 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位 ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体

第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの（ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある）

なお、復旧にあたっては、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

（3）営業所等建物の応急措置

地震災害により営業所等建物が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難であるときには、他の建物等の利用・借入れ等を行い、速やかに業務の再開を図る。

3 放送施設（日本放送協会京都放送局・株式会社京都放送）

（1）放送施設が地震災害により被災して支障のあるときは、あらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用するとともに、所定の計画に基づいて次の措置を講じる。

ア 臨時放送所の確保

イ 臨時演奏所の借用

ウ 臨時現像所の開設

（2）中継回線の故障に際しては次の事項を考慮し、適切な措置を講じる。

ア 無線中継の実施

- イ 非常用番組の送信
- ウ 西日本電信電話株式会社への回復要請
- エ 株式会社NTTドコモ関係への回復要請
- オ 株式会社ZTVへの回復要請

第7 社会福祉施設

一般計画編 第3章第33節「社会福祉施設応急対策計画」を準用する。

第8 危険物施設等

一般計画編 第3章第24節「危険物等応急対策計画」を準用する。

第9 住宅

一般計画編 第3章第13節「住宅応急対策計画」を準用する。

第10 農林水産施設

一般計画編 第3章第28節「農林関係応急対策計画」を準用する。

第18節 災害地の応急対策に関する計画

第1 障害物除去計画

一般計画編 第3章第18節「障害物除去計画」を準用する。

第2 廃棄物処理計画

一般計画編 第3章第19節「廃棄物処理計画」を準用する。

第19節 水防計画

〈消防班、水防調査班、消防団〉

大規模地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及びダム又は水門もしくは閘門の操作、水防のための活動について計画するものであり、一般計画編 第3章第7節「水防計画」によるほか、震災時における活動内容を定める。

第1 水防組織

大規模地震発生時の町の水防活動は、町及び各支団の連携により行うものとする。

第2 水防活動

大規模地震発生時の各防災機関の活動は、次のとおりとする。

1 近畿地方整備局

大規模地震発生により直轄河川において浸水が発生し又は発生するおそれがあると認めた場合には、水防警報を発表する。

2 京都府

近畿地方整備局から通報があった場合又は大規模地震により知事管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生しもしくは発生するおそれがあると認めた場合には、ただちに関係水防管理団体に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。

3 水防管理団体等

水防管理団体は、大規模地震発生により水防警報等の通知を受けたとき又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、ただちに水防活動を行う。

なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資機材の備蓄、管内及び近隣市町内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

4 その他

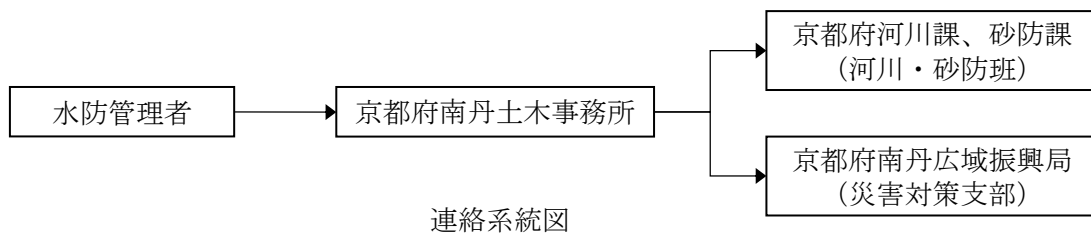
ため池、樋門、閘門、排水機等の管理者は、大規模地震発生により、その管理する施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合には連絡員を現地に派遣し、異常を発見したときにはただちに水防管理者並びに関係河川管理者に連絡する。

(1) 次の場合には、連絡系統図によりただちに報告する。

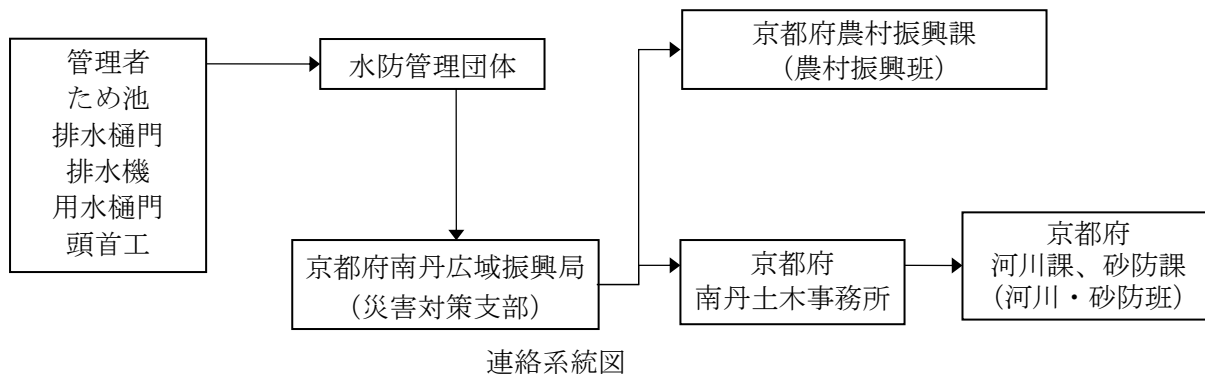
ア 水防団（消防団）及び消防機関が出動したとき

イ 水防作業を開始したとき

ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）



(2) ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。



(3) 決壊等の通報

大規模地震が発生したときに堤防又はため池が決壊し、又はそのおそれのある事態が発生した場合、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、ただちにその旨を、南丹土木事務所長及び府南丹広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

府南丹土木事務所長においては、これをただちに府建設交通部砂防課、河川課、警察署、又は直轄管理区間に係るものは国土交通省関係事務所、その他必要箇所に連絡するものとする。

第20節 環境保全に関する計画

一般計画編 第3章第35節「環境保全に関する計画」を準用する。

第21節 文教応急対策計画

〈救助班、教育班〉

第1 計画の方針

一般計画編 第3章第20節「文教応急対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第2 事前計画の策定が必要な事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

- 1 避難所の運営における教師の役割
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校（園、所）機能を早急に回復するために、学校（園、所）内において避難者と児童生徒等で共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

第22節 労務供給計画

一般計画編 第3章第29節「労務供給計画」を準用する。

第23節 自衛隊災害派遣要請計画

一般計画編 第3章第30節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第24節 職員派遣要請計画

一般計画編 第3章第31節「職員派遣要請計画」を準用する。

第25節 ボランティア受入れ計画

一般計画編 第3章第36節「ボランティア受入れ計画」を準用する。

第26節 義援金品受付配分計画

一般計画編 第3章第32節「義援金品受付配分計画」を準用する。

第27節 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

一般計画編 第3章第34節「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」を準用する。

第28節 文化財等の応急対策計画

一般計画編 第3章第37節「文化財等の応急対策計画」を準用する。

第29節 り災証明書の発行計画

一般計画編 第3章第39節「り災証明書の発行計画」を準用する。

第30節 社会秩序の維持に関する計画

一般計画編 第3章第40節「社会秩序の維持に関する計画」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 生活確保対策計画

一般計画編 第4章第1節「生活確保対策計画」を準用する。

第2節 公共施設復旧計画

一般計画編 第4章第2節「公共施設復旧計画」を準用する。

第3節 風評被害対策

一般計画編 第4章第3節「風評被害対策」を準用する。

第4節 文教・文化財等の復旧計画

一般計画編 第4章第4節「文教・文化財等の復旧計画」を準用する。

第5節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

一般計画編 第4章第5節「災害復旧上必要な金融その他資金調達計画」を準用する。

第6節 住宅復興計画

一般計画編 第4章第6節「住宅復興計画」を準用する。

第7節 農林水産業、中小企業の復興計画

一般計画編 第4章第7節「農林水産業、中小企業の復興計画」を準用する。

第8節 激甚災害の指定に関する計画

一般計画編 第4章第8節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第9節 災害復興対策計画

一般計画編 第4章第9節「災害復興対策計画」を準用する。